

## 第3章 カナダ

### 第1節 近時の刑事政策及び刑事司法実務の動向

#### 1 1990年代後半の量刑改革（刑法改正）

##### (1) 1990年代の刑務所過剰収容問題

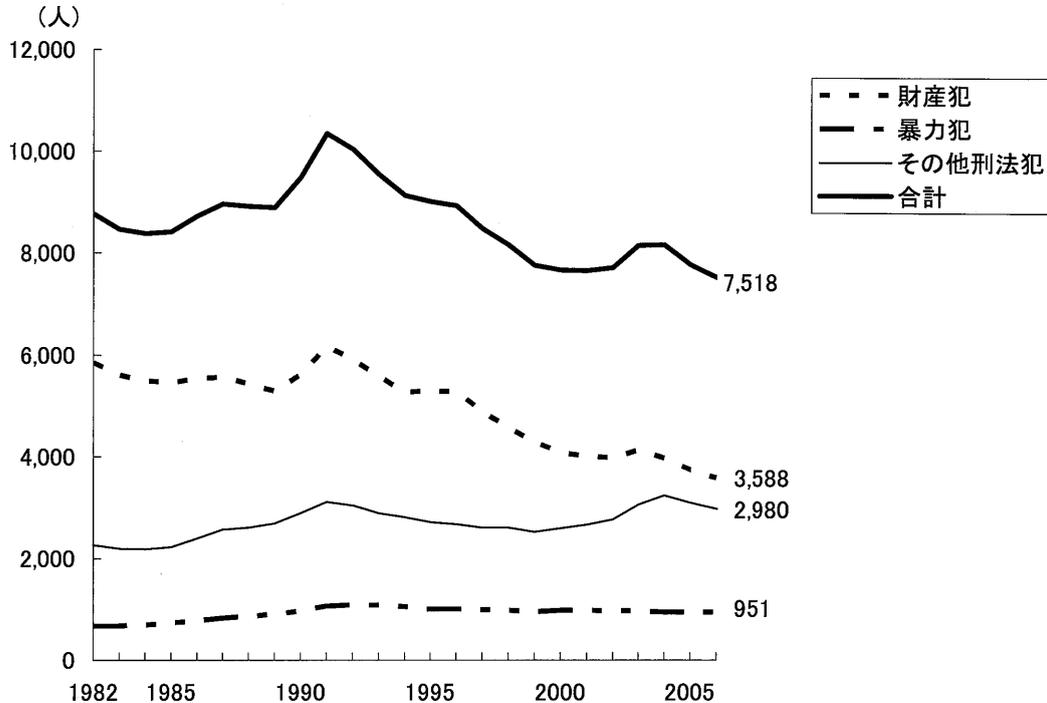
カナダでは、1990年代前半、特に連邦刑務所において収容率が増加し、1990年度及び1992年度から1995年度までは、いずれも収容率が100%を超過して、1993年度には、121%となった<sup>1</sup>。これらの状況を踏まえて、1995年に、過剰収容問題に対する具体的な取組が開始され、同年1月に開催された連邦・州司法担当大臣の定期会合での検討の結果、過剰収容の緩和を図るための施策について全国レベルで協議・検討を行うことが決定された。この決定を受け、連邦及び州の矯正当局の長による定期的協議会の成果を踏まえた「矯正施設における人口の増大 (Corrections Population Growth)」との標題の報告書が1996年5月、連邦・州司法担当大臣の会合に答申され、次の8項目の勧告が盛り込まれた。

- ① 刑事司法制度の諸原則に関する既存の声明に従うこと。
- ② ダイヴァージョン等の拘禁刑代替的措置を活用すること。
- ③ 再犯危険性の低い犯罪者の非拘禁化 (de-incarcerate) を推進すること。
- ④ 起訴・不起訴事案の選別を積極的に行うこと。
- ⑤ 刑事司法における処分の決定過程において、再犯危険性評価の技術を幅広く活用すること。
- ⑥ 修復的司法アプローチを活用すること。
- ⑦ 刑務所及び少年院法 (Prisons and Reformatories Act) を柔軟に運用して州刑務所からの条件付釈放を促進するため、同法を改正すること。
- ⑧ 刑事司法諸機関における情報及び技術の共有を促進すること。

この勧告は、全体として、再犯危険性の低い犯罪者を識別して、ダイヴァージョンの対象とする措置を推進するという政策の採用を目指したものである。カナダにおける人口10万人当たりの犯罪発生率は、1991年の10,342をピークとして、以後おおむね減少傾向であったので(3-3-1-1図)、政策方針としては、再犯危険性の高い犯罪者には厳罰をもって対処し、他方、再犯危険性の低い犯罪者には社会内制裁 (community sanctions) をもって対処するとの方針を選択した。

1 1995年秋に実施された連邦刑務所の受刑者の全国調査 (National Inmate Survey) によれば、無作為抽出されたサンプル4,285人のうち、26.4%の者は単独室に2名拘禁 (double-bunking) されていた。

## 3-3-1-1 図 カナダの人口10万人当たりの刑法犯認知件数の推移(1982年～2006年)



注 出典 Corrections and Conditional Release Statistical Overview 2007  
<http://www.publicsafety.gc.ca/res/cor/rep/ccrso2007-eng.aspx>

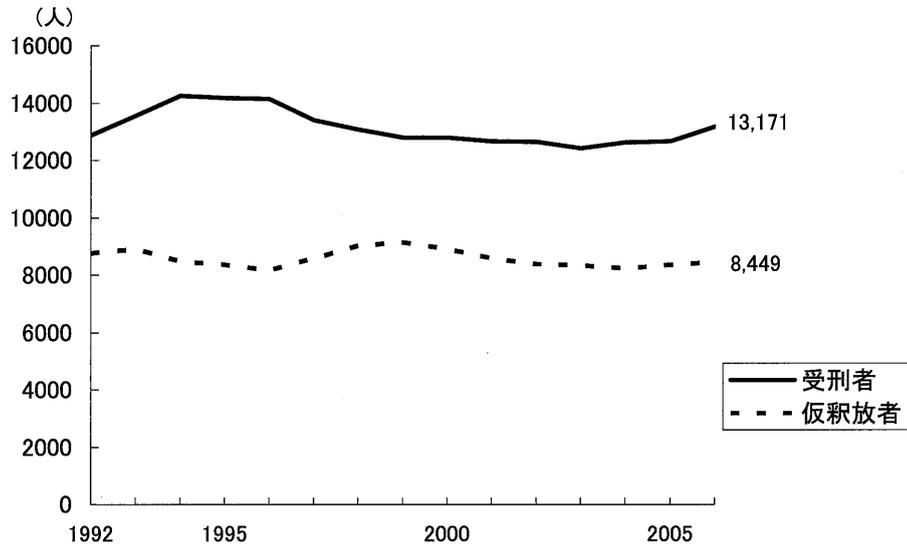
前記報告書では、その理由として、次のものを挙げている。①刑務所の運営経費が大幅に上昇していること（連邦刑務所及び州刑務所の運営経費の総額は、1994年度当時、約19億ドルに達しており、1984年度に比べ、連邦刑務所では47%増、州刑務所では62%増となっている。）、②当時の犯罪発生率は、1992年以降、3年連続して低下していたこと、③カナダの拘禁率（人口10万人当たりの被収容者数）は、ヨーロッパの先進諸国の拘禁率に比べて高すぎる（1992年時点では、英国92人、イタリア89人、フランス86人、ドイツ81人、デンマーク71人等であるのに対し、カナダは130人である。参考：3-3-1-2 図カナダの連邦刑務所受刑者及び仮釈放者の推移（1992年～2006年））、④米国の強硬な犯罪者隔離政策は十分な効果を取めているとは考えられないことである（米国では、1984年から1989年にかけて、刑務所の収容人員は58%増加し、犯罪者の社会からの隔離政策を進めたにもかかわらず、その間の犯罪発生率は14%増加している。）。

## (2) 量刑改革

再犯危険性の低い犯罪者に対するダイヴァージョン推進のための法的枠組を整備する趣旨で、1996年9月、連邦法である「刑法（量刑）の一部を改正する法律（量刑改革法）」（An Act to Amend the Criminal Code (Sentencing)）が施行された。

量刑改革法制定の直接の契機は、1990年代前半における刑務所の過剰収容問題の解消であるが、同時に、当時問題となっていた、州の間での量刑格差の解消を図ることもその趣旨に含まれていた。これらの要請を踏まえた量刑改革法の要点は次のとおりである。

## 3-3-1-2 図 カナダの連邦刑務所受刑者及び仮釈放者の推移 (1992年～2006年)



注 出典 National Parole Board, Performance Monitoring Report 2006-2007

- ① 「量刑の一般的な原則」を宣言する規定の新設 (刑法718条～718.2条) により、州の間での量刑格差の解消を図るとともに、量刑実務における拘禁刑への過度の依存傾向を是正すること。
- ② 公判前ダイヴァージョンとして、(拘禁刑) 代替措置 (alternative measures) 制度を整備すること (刑法717条以下)。
- ③ 拘禁刑 (実刑) とプロベーションとの中間に位置する新たな量刑の選択肢として条件付拘禁刑 (conditional sentence of imprisonment) 制度を導入すること (刑法742条以下)。

## ① 量刑の一般的な原則

「量刑の一般的な原則」は、量刑の「目的」(刑法718条)、量刑の「基本的な原則」(刑法718.1条) 及び「その他の量刑上の原則」(刑法718.2条) から構成されている。「目的」では、犯罪の抑止、犯罪者の社会復帰支援、犯罪被害を犯罪者が償うことなど6項目を、「基本的な原則」では、罪刑の均衡を求める比例原則を、「その他の量刑上の原則」では、5種類の刑の加重事由 (a号)、同種事案における量刑の一貫性 (b号)、拘禁刑の謙抑的な適用 (d号、e号) などを定めている。

## ② 公判前ダイヴァージョン

量刑改革法では、公判前に、被告人を社会内での一定の処遇プログラムに参加させることを条件に、訴訟手続から離脱させる措置を「代替措置」と定義した (刑法716条及び717条)。この措置は、公判前ダイヴァージョンと総称される。

被告人を公判前ダイヴァージョンに付すための要件は、被告人が所定の処遇プログラムへの参加に同意していること (刑法717条1項c号)、被告人が同意をするに際し、弁護人

依頼権の告知を受けていること（同項d号）、被告人が犯罪事実を否認していないこと（刑法717条2項a号）等である。

ここで言う、所定の処遇プログラムは、あらかじめ、当該法域において認可されたプログラムとして用意されていることが必要である（刑法717条1項a号）。そのため、刑法717条に基づいて、実際に公判前ダイヴァージョン制度を開発し、運用するかは各法域の権限と責任に委ねられている。現在、公判前ダイヴァージョンを運用しているのは、連邦及び9州（プリンス・エドワード島州、ノバ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州、ケベック州、マニトバ州、サスカチュワン州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州及びユーコン準州）である。

公判前ダイヴァージョンを運用するには、実務的に、当該制度の対象となり得る者の要件などを定めた実施細則が必要とされている。連邦の実施細則である「連邦ダイヴァージョン政策ガイドライン」（Federal Diversion Policy Guidelines, 1997）の要旨は、次のとおりである。

- ① 公判前ダイヴァージョンを適用する際、連邦検察官は、被害者、捜査当局、利害関係者等と適切な協議をすること。
- ② 次に掲げる犯罪には、公判前ダイヴァージョンは適用しないこと。
  - ア 一過性で軽微であると考えられない被害を生じさせる可能性のある暴力を使用した、又は使用する旨の脅迫を伴った犯罪
  - イ 犯行時に凶器を使用した、又は使用する旨の脅迫を伴った犯罪
  - ウ 人の性的な完全性（sexual integrity）を損なう犯罪
  - エ 被害者に対して肉体的、心理的又は経済的に深刻な影響を及ぼす犯罪
  - オ 周到な計画性が認められる犯罪（例えば、当該犯罪が継続的な犯罪的事業活動の一部を構成している場合）
  - カ 学校又は18歳未満の者が通常利用する公共的な場所の付近において、規制薬物の取引を行い、又は取引の目的で規制薬物を所持する犯罪
  - キ 18歳未満の者に対して、規制薬物の取引を行い、又は取引の目的で規制薬物を所持する犯罪
  - ク 18歳未満の者を利用して実行した薬物犯罪
  - ケ 専ら営利を図る動機による薬物犯罪
- ③ 公判前ダイヴァージョンに係るプログラムを被告人が良好に完了した場合、起訴を取り下げ又は中止し（withdrawn or stayed）、再起訴をしないこと。
- ④ 公判前ダイヴァージョンに係るプログラム（代替措置）には、次のものを含むこと。
  - ア 州司法長官が承認したプログラム
  - イ 社会奉仕活動
  - ウ 損害賠償（restitution）又は補償（compensation）

- エ 専門的なプログラムへの参加（生活技能訓練、薬物・アルコール乱用処遇など）
- オ その他適切な措置

### ③ 条件付拘禁刑

条件付拘禁刑は、裁判所が、「刑期の下限の定めがある拘禁刑に処すべき犯罪」ではない犯罪<sup>2</sup>について、2年未満の拘禁刑を言い渡す場合、その執行を社会内で行うことを命ずる制度である（刑法742.1条）。拘禁刑の執行に相当する期間中は、善行保持、裁判所への出頭等の一般遵守事項（刑法742.3条1項）のほか、禁酒、凶器の不携帯、社会奉仕活動への参加等の特別遵守事項（同条第2項）が科される。

外見上、刑の執行形態としてはプロベーションに類似しているが、①条件付拘禁刑は、確定処分としての拘禁刑が宣告されて、その執行が社会内で行われるものであるのに対して、②プロベーション命令は、コモン・ロー系諸国の場合、通常、刑の宣告猶予を前提として、確定処分の宣告は猶予されたまま、猶予期間中の善行保持等遵守事項の遵守を求めらるるものであり、遵守できた場合、最終処分を言い渡さず手続を終了させる制度である点で異なっている。

また、カナダ刑法典上は、次の点で区別される。

- ① 処遇プログラムの受講を特別遵守事項として設定する場合、プロベーションでは、対象者の同意が必要である（刑法732.1条3項g号）が、条件付拘禁刑では、同意は不要である（刑法742.3条2項e号）。
- ② 法定期間の上限は、プロベーションが3年間（刑法732.2条2項b号）、条件付拘禁刑は2年間である。
- ③ 遵守事項の違反については、プロベーションの場合、当該違反行為は新たな犯罪（2年以下の拘禁刑に処せられる。）を構成する（刑法733.1条1項）。条件付拘禁刑の場合、当該違反行為それ自体は新たな犯罪ではなく、最も重い制裁は、刑務所での残刑期の服役である（刑法742.6条9項）。

## 2 2005年の矯正及び条件付釈放法の改正及び実務の改善

1992年矯正及び条件付釈放法（Corrections and Conditional Release Act (CCRA) 1992）は、カナダの矯正制度の基本骨格を定める連邦法であり、施設内処遇、刑務所からの早期釈放（条件付釈放）、釈放後の社会内処遇等に関する重要な事項について規定している。同法は、1961年監獄法（Penitentiary Act 1961）及び1959年假釈放法（Parole Act 1959）を統合した新法である。

---

2 カナダ刑法における法定刑の規定方法には、①刑期の上限のみを法定する方式と②刑期の上限及び下限双方を法定する方式がある。①は多数の罪について用いられており、②は一定の重大犯罪について用いられる場合が多い（例；銃器の不法取引罪（刑法第99条）の法定刑は「1年以上10年以下」である。）。

2005年秋には、矯正及び条件付釈放法が改正されて、被害者関係の規定の整備、迅速仮釈放審理(accelerated parole review, APR)、受刑者の精神保健関係(mental health care)等の規定の整備がなされた。要点は下記のとおりである。

(1) 被害者関係

- ① 全国仮釈放委員会(National Parole Board)が、仮釈放等に関する加害者の聴聞を行う際、当該事件の被害者が聴聞出席を希望する場合は、旅費等について経済的な支援を行うことができる。
- ② 被害者の全国仮釈放委員会における聴聞において陳述(statement)を行う権利を尊重するための規定を整備。
- ③ 公共安全及び緊急事態省(当時、現在の名称は公共安全省)に、全国被害者事務局(National Office for Victims)を新設。

(2) 迅速仮釈放審理(APR)手続の厳格化

- ① APRの対象から次の犯罪で有罪宣告を受けた者を除外する。組織暴力犯罪、児童ポルノ、大逆罪(high treason)、障害者に対する性的搾取、空気銃又は拳銃を用いた傷害、拷問、インターネットを用いた児童の誘惑、警察との闘争中に行った自動車の危険運転。
- ② APRの対象者について審査する場合、従来の暴力犯罪に関する再犯危険性評価に代えて、全般的な再犯危険性を評価するためのより厳格な基準を使用する。
- ③ 6年以上の拘禁刑の宣告を受けた者に対する、デイ・パロールに関するAPRの欠格期間を延長する。

(3) 受刑者の精神保健の向上

連邦矯正局は、精神障害のある受刑者に対する総合的な支援体制、及び釈放後、専門家による円滑な支援を受けることができるようにするための継続的処遇体制を整備すること。

●社会内処遇連絡調整官の活用

また、今回の法律改正で直接明文化されなかったが、この改正と同時に、仮釈放対象者の指導監督を強化し、再犯危険性の高い犯罪者の処遇における仮釈放事務所と警察との連携及び情報共有を促進することを目的とした、社会内処遇連絡調整官(Community Corrections Liaison Officer, CCLO)制度が開始された。

2005年11月に、オンタリオ州の二つの地方都市で試行プロジェクトが開始され、その後全国に拡大された(後記、オタワ仮釈放事務所の項参照)。この制度の下では、地元の警察と対応する仮釈放事務所が連携して、保護観察官が発した仮釈放対象者に対する身柄拘束令状(suspension warrant)を、24時間体制で警察官が円滑に執行するため、警察官が仮釈放事務所に社会内処遇連絡調整官として常駐し、日頃から連携を強化することになっている。

ちなみに、日本では、保護観察対象者の身柄を拘束する際、裁判所が発する引致状によることとされているが、カナダでは、保護観察官（平日・日中は上席保護観察官、夜間・休日は、当番保護観察官）が、再犯の危険性が高まったり、遵守事項違反が見られた仮釈放対象者に対して、身柄拘束令状を発することができる。また、この身柄拘束令状は、警察官が執行することとなっており、武装していない保護観察官が生命・身体の危険に曝されないよう配慮されている。

### 3 コンピュータ化された犯罪者情報管理システムの整備

#### (1) 犯罪者管理システムの歴史と概要

犯罪者管理システム（Offender Management System, OMS）とは、コンピュータ化された事件ファイル管理システムで、連邦矯正局（全国の刑務所及び仮釈放事務所）、全国仮釈放委員会（National Parole Board）、犯罪者の中間処遇施設、警察、裁判所その他の刑事司法機関及び関連機関等が、連邦犯罪者（刑期2年以上の者）についての刑に関する情報の共有を可能とする（州レベルでの仮釈放委員会を持たない州については、州の犯罪者で仮釈放申請を要する者についての情報も含まれる。）。OMSでは、個々の犯罪者の状況を追跡して、時系列的に犯罪者に関する情報を収集・保存・検索することにより、それぞれの事件に関する処分の決定等を支援するとともに、関連機関等における事務処理の効率化に貢献する。

OMSは、再犯危険性に応じた犯罪者の処遇及び監督を関係機関連携の下で徹底するための要である。OMSは、警察から矯正まで、犯罪者に関する情報を一元管理して、情報共有するための仕組みで、電子化されたデータベースに全ての犯罪者情報が集積される。具体的には、OMSには、犯罪歴、判決前報告書、矯正施設収容時のインテーク面接調査（Offender Intake Assessment, OIA）の結果、本人の身上に関する詳細な情報から、再犯危険性評価の結果、処遇による再犯危険性の程度の変動等が収録される。

連邦公共安全省矯正局は、犯罪者情報のコンピュータ化に1990年代以降予算を重点配分してきたが、1999年にカナダ公衆安全情報ネットワーク（Canada Public Safety Information Network, CPSIN）が創設されたことに伴い、2001年から、内閣は、約4,700万ドルを投入して、従来のコンピュータ化された犯罪者情報システムの改良を進め、2006年に現在の姿のOMSが完成した。これによって、①より正確かつ迅速な犯罪者に関する情報共有が電子的手段によって可能となり、同時に、②効果的な犯罪者の社会再統合、処遇実施及び仮釈放決定のため、犯罪者に関するすべての情報を収集し、共有する体制が整備された。

これら一連の作業完了後も、矯正局情報共有向上課（Improved Information Sharing Section）では、提供される情報内容の改善や他の刑事司法機関等との情報共有等の促進のため、現在も作業を進めている（情報共有の現況は、3-3-1-3表参照）。

3-3-1-3表 カナダにおけるコンピュータ化された犯罪者情報オンライン共有の状況

機関等名称	犯罪者の情報共有	オンライン化	備考
①警察 (Police Services)	有 犯罪者, 逃走中の犯罪者	有。OMS 参照 Info Pol システム経由。	約4,400の連邦警察, 州・地域警察機関 (接続拡大中2007.5現在)
②州・準州の矯正機関 (Provincial and Territorial Corrections)	有	有。OMS 参照 州・準州情報も提供。	Saskatchewan, Yukon, Québec, and British Columbia (他は準備中)
③州仮釈放委員会 (Provincial Parole Board)	有	有。OMS 参照 (一部の州)	Québec は, 直接接続。Ontario は, 州矯正局経由
④中間処遇施設 (更生保護施設, Community Residential Facilities (CRFs) and Supervision Agencies)	有	有。OMS 参照	契約している民間運営のCRFとすべての処遇情報を共有。なお, 連邦矯正局直営のCCCとは, 当然接続している。
⑤各州の司法長官事務所の再犯危険性の高い犯罪者課 Attorney General (High Risk Offenders Units)	有	有。OMS の特別メニュー参照	Ontario, New Brunswick, Manitoba, and British Columbia (他は準備中)
⑥州検察庁 (Provincial Crown Attorney Offices)	有	準備中	
⑦連邦パスポート管理庁 (Passport Canada)	有	有。OMS 参照	本人特定に関する全情報及び犯歴。
⑧連邦国境警備及び出入国管理庁 (Canada Border Services Agency, Border Services and Immigration)	有	有。OMS 参照	出国不可の者の追跡, 刑務所収容中で退去強制処分となった者の釈放時期等の情報。
⑨ケベック州歳入庁 (Québec Revenue Ministry)	有	有	年1回, 機密電子メールにて連邦刑務所収容中の者の情報を送信。
⑩連邦刑事統計センター (Canadian Centre for Justice Statistics)	有	有。OMS 参照	統計作成に必要な情報の抽出。
⑪警察・裁判所情報交換システム (Police and Court Information Management Module, PCIMM)	有 (インテーク評価情報等。オンライン化未完の地域は, 紙ベースでの情報共有)	有。OMS 参照 (一部の地域)	Saskatchewan 州刑務所及び British Columbia 州分類センター (他は準備中)
⑫オンタリオ州性犯罪者登録データベース (Ontario Sex Offender Registry, OSOR)	有	有。OMS 参照	Ontario Ministry of Community Safety and Correctional Services (MCSCS) に情報提供。
⑬国民サービス庁 (Service Canada)	覚書交換に向けて交渉中	準備中	生活保護等の情報交換。国民サービス庁の有する住居情報等も相互参照。
⑭連邦歳入庁 (Canada Revenue Agency)	有 (ディスクの交換)	準備中	

出典: <http://www.csc-scc.gc.ca/text/prgrm/omsr/2-eng.shtml>

犯罪者処遇関連でのこのシステムの意義は、次の点に要約される。

### ① 効果的な処遇の実現

カナダでは、徹底した実証的根拠に基づく実践が1980年代から進められてきた。本書の随所で引用した RNR の原則(本編第1章第2節6)が打ち立てられるとともに、それに基づいた実践が行われているのが、カナダの犯罪者処遇制度の特徴である。RNR の原則の円滑な運用のためには、犯罪者の再犯危険性に関する情報が関係機関で共有されていることが前提となる。静的再犯危険性に関する犯罪歴や本人に係る属性情報だけでなく、特定の個人に係る動的再犯危険性評価の内容と、時系列を追った処遇等介入の結果としてのその変化なども含めた総合的な犯罪者情報を電子化して共有することは、適時・的確な対応を関係職員に可能とするために極めて重要である。

### ② 刑事司法制度の効率的運営

前記の量刑改革の方針では、費用対効果の側面、特に刑務所人口の削減のために、犯罪者の再犯危険性を刑事司法手続の早期の段階から区別して(公判前ダイヴァージョンは、早期に犯罪者を正規の刑事司法手続から除外する制度)、それに対応した犯罪者の扱いを求めている。犯罪者情報の一元管理及びその電子化に基づく共有は、この方針に應えるものである。

### ③ 犯罪者への情報開示

OMS は、刑事司法機関だけでなく、犯罪者自身に対する情報公開・処遇等の透明性の増進にも寄与している。カナダでは、矯正施設に犯罪者が収容されると、ケース管理チーム(case management team)が、それぞれの犯罪者ごとに作られる。メンバーは、犯罪者自身、矯正施設駐在保護観察官(institutional parole officer)、刑務官(correctional officer)が中核メンバーであり、そこに、犯罪者処遇に必要な社会資源活用の観点から、必要に応じて、臨床心理士、福祉ワーカー等外部の専門家が加わる。このチームにおいては、OMS の情報をもとに、犯罪者本人を交えて、施設内での処遇計画や仮釈放、仮釈放後の生活等について話し合いの上、処遇方針が決定される。前記のような広範な犯罪者情報は、犯罪者本人に、求めに応じて写しを交付することになっており、本人が自分に関する情報に間違いがあると考えた場合、その内容の訂正を求めることができる。

## (2) 矯正施設収容時のインテーク面接調査

ここでは、OMS の重要な部分を構成する矯正施設収容時のインテーク面接調査(Offender Intake Assessment, OIA)について、その概要を紹介する。

OIA は、受刑者が各州の刑務所・拘置所から連邦の地域分類センター(federal regional reception centre)に移送されて後、刑の開始日から90日以内に実施され、その内容をもとに、犯罪者の個別処遇計画(Correctional Plan)が作成される。分類センターは、犯罪者の調査と評価に特化した収容施設である。

OIA には、次の情報が含まれる。

- ① 犯罪者の生活歴及び犯罪歴に関する総合的な情報
- ② 犯罪者の再犯危険性
- ③ 犯罪者の再犯危険性を減少させるために処遇・支援による働きかけを要する動的再犯危険性の具体的内容
- ④ 犯罪者の個別処遇計画（受刑中重点的に働きかけを要する分野の特定，働きかけの方法，改善目標など）
- ⑤ 刑務所の警備の程度に対応した受刑者の収容区分及び最初に収容されるべき施設についての勧告

犯罪者の個別処遇計画（CP）は，施設内処遇において優先的に取り組むべき対象を明確化するとともに，受刑者の改善更生の程度を評価する基準である。

具体的には，受刑者が刑の具体的な執行を受ける刑務所に地域分類センターから移送された後，その施設において当該受刑者を担当する施設内駐在保護観察官（institutional parole officer）が，OMSを通じて，まず，その内容を確認し，施設内処遇の指針として活用する。続いて，施設内及び社会内における一貫性のある処遇の実現を目指す継続的処遇（through care）の見地から，その内容及び刑務所内での改善更生の状況は，常時，OMSを通じて，全国仮釈放委員会，社会内処遇担当保護観察官（community parole officer）及び中間処遇施設職員と共有され（3-3-1-3表②～④），仮釈放ないし満期釈放（裁判所が判決時に，拘禁刑と併せて，刑期満了後，最長で10年以下の社会内での長期指導監督（long term supervision）を言い渡した場合。）に際し，OMSを通じて仮釈放事務所に引き継がれる。

#### 4 カナダにおける犯罪者処遇プログラム

##### (1) 犯罪者処遇プログラム開発の最前線

カナダの犯罪者処遇は，20年余前から，一貫して，実証的根拠に基づく実践を目指し，RNRの原則に沿った各種の処遇プログラムが開発・実践・検証されてきた。同国で現在行われている中核となっている処遇プログラムは第2世代であるが，2009年秋からは，第3世代処遇プログラムの確立を目指した取組が，連邦公共安全省矯正局と矯正保護研究部の共同の下，開始されることになっている。

第1世代処遇プログラムは，基礎・単発型プログラムで，認知行動療法をベースとした，問題解決訓練や怒りの統制訓練（anger management）等，特定の課題に焦点を当てた処遇を組み合わせて，一人の犯罪者に適用してきた。これによって，プログラムの平均では，約30%の再犯減少効果があったとされている。

第2世代処遇プログラムは，包括的（comprehensive）プログラムで，再犯危険性評価の結果を踏まえ，薬物乱用者，性犯罪者，暴力犯罪者など，犯罪者類型に対応した，統合的なプログラムの適用を行ってきた。

第3世代処遇プログラムは、全体的 (holistic) アプローチに立って、犯罪者類型でもなく、特定の問題解決でもなく、当該犯罪者の全人格的理解に立って、その動的再犯危険性(その中でも特に「犯罪行動の直接的な誘因となり得る可変性のある犯罪性向 (criminogenic needs) 」) に焦点を絞った処遇を行おうとするものである。

第3世代処遇プログラムにおいては、薬物乱用者、性犯罪者、暴力犯罪者処遇プログラムなど犯罪者類型に共通する要素を抽出し、重複を除いてコンポーネント化した統合型 (integrated) 処遇プログラムを、それぞれの対象者の特性に合わせて適用していくことになる。これによって、処遇プログラムの数を現在よりも大幅に減らすことが可能である。その結果、これまで、高い再犯危険性の者だけに適用してきたプログラムを、中程度の再犯危険性の者に対しても応用できるようになり、それによって、費用・人員の節約を図りながら、より幅広く再犯防止を効果的に実施することが可能となるとされている。第3世代処遇プログラムは、2010年までの試行とその後の評価研究を経て、2013年から本施行となる予定である。

ここで重要なことは、犯罪者の犯罪性向そのものに直接働きかける効果的なプログラムの開発及びその効果検証を充実させることである。就労等支援プログラムなどは周辺的プログラムであり、これらによっては、本当の意味で犯罪者自身の犯罪性は減少していない。状況が変われば、また、犯罪をする危険性は残ったままである。犯罪性向そのものに直接働きかけるプログラム (コアな犯罪者処遇プログラム) は、その最も根本にある問題点に直接働きかけることにより、将来にわたって、その問題性を減少させることを目指している。このような、コアな犯罪者処遇プログラムと、良く整備され、構造化された就労等支援プログラムを組み合わせると、全体として、より一層再犯防止に効果的であるとされている。

## (2) 現在運用されている犯罪者処遇プログラムの概観

### ① 生活技能プログラム (Living Skills Program)

これらのプログラムには、いずれも、認知行動療法の理論に基づいた、理由付け及び改善更生プログラム (Reasoning and Rehabilitation)、怒りと感情統制プログラム (Anger and Emotion Management)、民間との協働で実施するカウンター・ポイント及び社会再統合プログラム (Counter-Point and Community Integration) などが実施されている。

### ② 薬物乱用者処遇プログラム (Substance Abuse Interventions)

連邦矯正局が実施しているプログラムとしては、施設内処遇において、高密度及び中密度 (high and moderate intensity) の薬物乱用者処遇プログラムが、社会内処遇においては (仮釈放後)、低密度 (low intensity) の薬物乱用者処遇プログラムがある。これらとは別に、民間の更生保護施設において、高密度の薬物乱用者処遇プログラムを実施している場合がある (後記、ハーバー・ライト更生保護施設)。また、女性の薬物乱用者

専用のプログラムとして Women Offender Substance Abuse Program (WOSAP)、先住民の薬物乱用者専用のプログラムとして Aboriginal Substance Abuse Program がそれぞれ用意されており、RNR の原則に基づき、対象となる者のニーズにきめ細かく対応する体制が整備されている。

### ③ 性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Program)

施設内処遇として、高密度、中密度及び低密度の性犯罪者処遇プログラム及び処遇効果維持プログラム (maintenance programs) が、社会内処遇として、低密度及び処遇効果維持プログラムが、それぞれ実施されている。この施設内性犯罪者処遇プログラムは、2006年度から、日本の施設内処遇において導入されている。

性犯罪者処遇プログラムを効果的に運用するためには、対象者の再犯危険性の程度及び内容について、的確な評価が必要である。カナダでは、この点につき、性犯罪者の静的再犯危険性を測定する基準として Static-99、その動的再犯危険性を測定する基準として STABLE-2007 (長期的スパンで変動する動的再犯危険性を評価) 及び ACUTE-2007 (短期的スパンで変動する動的再犯危険性を評価) が活用されている。いずれも、実証的根拠に基づいて作成された保険統計式の再犯危険性測定基準であり、カナダ以外の国々でも使用されている。STABLE-2007及び ACUTE-2007については、2002年版が試用されてきたが、約5年間の試行を経て内容の更新を図った2007年版が現在使用されている。2002年版と2007年版を比較すると、ACUTE-2007については、情動(emotion)に関する項目が削除され、それ以外の評価項目の重み付け (weighting) が見直されている (26点満点)。ACUTE-2007については、従来、質問に付されていたサブ・パラグラフをすべて削除するとともに、こちらも質問項目の重み付けが変更された。また、従来なかった、Static-99、STABLE-2007及び ACUTE-2007の評価結果を合成して、一つの再犯危険性レベル (合成スコア) を表すために、関連表が新たに導入された。この表を用いると、例えば、Static-99及び STABLE-2007のスコアとして再犯危険性が高い又は非常に高い (High or Very High) と評価された場合であっても、ACUTE-2007のスコアとして再犯危険性が低い (Low) と評価された場合、合成スコアによる再犯危険性の総合評価は中 (Moderate) となる。

### ④ 暴力予防プログラム (Violence Prevention Program)

暴力的犯罪傾向の高い犯罪者で、性犯罪者及び家庭内暴力犯罪者以外の者を対象とした集中的なプログラムであり、処遇効果維持プログラムも用意されている。

### ⑤ 家庭内暴力プログラム (Family Violence Program)

家庭内暴力犯罪者専用の施設内及び社会内処遇プログラムで処遇効果維持プログラムが併設され、認知行動療法の理論に基づいて、家庭内において暴力を振るうという特定の場面に特化した暴力防止を内容としている (暴力を振るう危険性のある状況を自覚して、そのような結果に陥ることを回避する技能を身につける。)

⑥ 教育プログラム (Education Program)

初等・中等教育, 職業教育及び中等教育修了者に対する教育プログラムが用意されている。

⑦ 就労支援プログラム (CORCAN program)

矯正局が運営する施設内処遇及び社会内処遇段階で連携しながら実施される総合的な就労支援プログラムである。詳細は、後記本章第2節参照。

⑧ その他のプログラム

民族文化プログラム (Ethnocultural Programs), 女性犯罪者プログラム (前記の薬物乱用者プログラム以外に, 精神保健プログラム, 教育プログラム, 就労支援プログラム, 子育てプログラム, 余暇活動プログラム, 母子教育プログラム, 先住民プログラムなど多様なプログラムが女性特有のニーズに対応するために用意されている), 宗教教誨プログラム (Chaplaincy program) 等がある。

## 5 近時の研究の動向

前記のRNRの原則に沿って, 認知行動プログラムを用いて, 犯罪者の犯罪性向に働きかけた場合, 最大で, 約50%の再犯率減少が報告された例が見られる (Andrews and Bonta, 2006)。しかし実際には, 複数の社会内処遇プログラムの再犯防止効果に関する1980年から2006年の間に刊行され, 一定の評価基準を満たした15本の研究のメタ分析の結果を見ると (平均で17か月追跡。サンプル数53,930人), 期待した程の効果は見られなかった (推定効果量26,  $\Phi = .022$ ,  $CI = .014 - .030$ ) (Bonta and Rugge et al., 2008)。

再犯減少の根拠があると実証されている犯罪者処遇プログラムを運用していて, なぜ, 効果(再犯率)が予定どおりに生じないのかについては, プログラム実践者の廉潔性 (integrity) ないし忠実性 (fidelity) の問題として, 以前から認識されていたが, 実際に, どのような要因が影響しているのかを確認した全国規模の研究はなかった。

そこで, 連邦公共安全省矯正保護研究部は, マニトバ (Manitoba) 州の108人の保護観察官の中から, 調査に同意した62人の保護観察官の担当事件154件 (実験群) 及びランダム化比較試験 (RCT) によって抽出した調査に参加しなかった保護観察官42人の担当事件77件 (統制群) について, 2002年から平均で約3.3年間の再犯率追跡調査を実施した。比較の対象は, ①導入時の再犯危険性評価, ②3つの時期に分けた保護観察官による犯罪者面接の録音テープの内容, ③事件記録である。実験群は, RNRの原則等について, 十分な事前研修とその後の職場でのフォローアップを受けて犯罪者処遇プログラムを行い, 統制群は, それらなしに処遇プログラムを行った。現在詳細分析中であるが, 中間の結果としては, 前者によって処遇された犯罪者の方が, 約20%再犯率が低く, その結果は統計的に有意であった (Bourgon and Rugge, et al., 2008)。その理由として推測される点は, 実験群の場合, 保護観察官は, 対象者との対人関係を良好に保ちつつ, 認知行動プログラムに沿って,

面接時間の大半を、犯罪者の犯罪性向とその修正に焦点を当てた働きかけを行っていたことが指摘されている。この結果を踏まえて、体系的な保護観察官研修とその後の現場におけるフォローアップ体制の見直しについての提言が現在準備されている (Bonta, Rugge, et al., 2008)。

## 第2節 仮釈放と継続的処遇

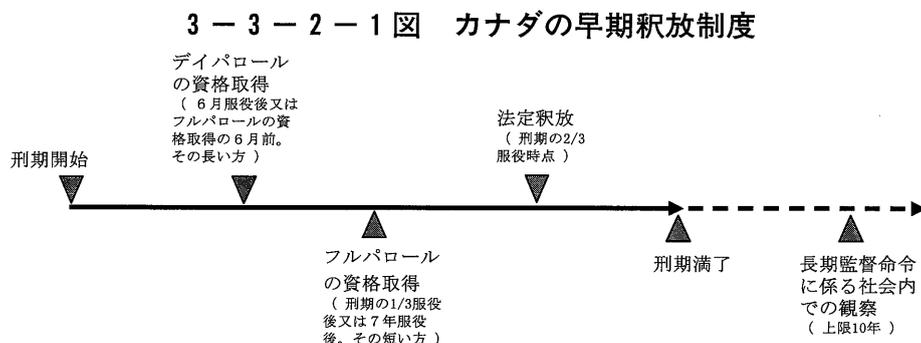
### 1 カナダの早期釈放制度

カナダ連邦の早期釈放制度は、1992年矯正及び条件付釈放法上、「条件付釈放 (conditional release)」と総称され、①デイ・パロール (day parole)、②フル・パロール (full parole) 及び③法定釈放 (statutory release) がある。この制度の対象となるのは、2年以上の拘禁刑に処せられて、連邦矯正局の所管に入った犯罪者だけであり、2年未満の拘禁刑に処せられた者の仮釈放及びプロベーションは、すべて各州の管轄となっている。州の制度は、地域によって異なるため、ここでは、1992年矯正及び条件付釈放法によって全国統一の制度である連邦の早期釈放 (日本の仮釈放) について述べる。

デイ・パロールは、法律上、*semi-liberté* (半自由) とされているように、一種の外泊制度に相当する。具体的には、昼間、受刑者に社会内で有益な諸活動に従事させ、夜間は、連邦刑務所又は中間処遇施設に帰所させる。中間処遇施設には、全国に16か所設置されている連邦矯正局直営の更生保護施設 (community correctional center, CCC) 及び約200か所設置されている連邦矯正局との契約に基づく更生保護施設 (community residential facility, CRF) がある。デイ・パロールによる釈放期間は6月を超えないのが原則であるが、更新可能である (矯正及び条件付釈放法第122条第5項)。

フル・パロール及び法定釈放は、デイ・パロールと異なり、夜間矯正施設に戻る必要はなく、法律上、*libération conditionnelle totale* (条件付の全面的自由) とされているように、日本の仮釈放に相当する制度である。早期釈放された者は、その期間中、所定の遵守事項を課され (同法第133条、矯正及び条件付釈放規則第161条)、保護観察官 (parole supervisor) による指導監督及び支援を受ける。

釈放形態の概要は 3-3-2-1 図に示したとおりで、釈放要件の詳細は次述のとおりである。基本的な考え方は、再犯危険性の低い受刑者をできる限り早期に釈放し、他方、再犯危険性の高い受刑者は遅めに釈放するか、満期釈放や釈放後指導監督の対象とすることである。後者の数は少ないので、カナダの場合、ほとんどの受刑者は、遅くとも法定釈放の対象となる刑期の3分の2を経過するまでに仮釈放される点で、仮釈放率が50数%で



ある日本とは異なっている。条件付釈放者中、デイ・パロール、フル・パロール及び法定釈放の対象者比は、近年おおむね、それぞれ15%、50%、35%前後となっている。

### (1) デイ・パロール

フル・パロールの資格取得日の6か月前の時点を経過した後又は6か月服役後（いずれか長い方）に認められ（1992年矯正及び条件付釈放法119条第項c号）、それら所定期間を経過した後に裁量的に釈放することができる。ただし、迅速仮釈放審理（accelerated parole review, APR）という例外があり、対象となる再犯危険性の低い受刑者（受刑罪名が暴力犯罪ではなく、かつ、連邦刑務所に初入の者）については、6か月服役した時点又は刑期の6分の1を服役した時点（いずれか長い方）において、直ちに、義務的に釈放しなければならない。ちなみに、義務的とはいえ、仮釈放中に暴力犯罪を行うおそれがあると認められる場合は、この制度の対象外とされている（同法126.1条）。

### (2) フル・パロール

刑期の3分の1を服役後又は7年服役後（いずれか短い方）、裁量的に釈放することができる（同法120条第1項）。ただし、次の二つの例外が設けられている。

#### ① 再犯危険性の低い受刑者の場合

再犯危険性の低い受刑者（受刑罪名が暴力犯罪ではなく、かつ、連邦刑務所に初入の者）は、前記のデイ・パロールと同様に、迅速パロール審理の対象となりうるので、所定の期間（刑期の3分の1又は7年）を服役した時点で、直ちに、義務的に釈放しなければならない。暴力犯罪者に対する除外規定もデイ・パロールの場合と同様である（同法125条、126条）。

#### ② 裁判所による指定がある場合（再犯危険性の高い一定の受刑者）

再犯危険性の高い一定の受刑者（受刑罪名が一定の暴力犯罪、性犯罪、組織犯罪又はテロリズム犯罪に該当する者）については、その者のフル・パロールの資格取得時期を刑期の2分の1服役後又は10年服役後（いずれか短い方）とすることを、判決の言渡し時に、裁判所が指定できる（刑法743.6条）。

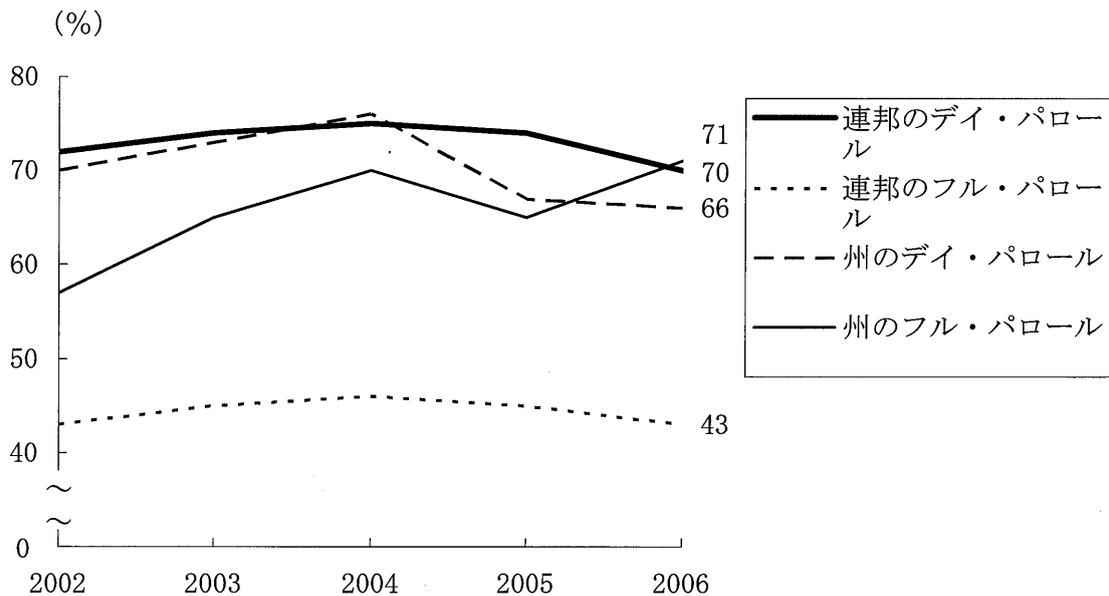
### (3) 法定釈放

刑期の3分の2を服役した時点で、法律上当然に釈放される（1992年矯正及び条件付釈放法第127条第3項）。デイ・パロール及びフル・パロールの可否は、原則として、全国仮釈放委員会の裁量によって決定されるが、法定釈放は、裁量の余地のない義務的な釈放である。ここでも、犯罪者の再犯危険性に応じて異なる処遇をするという原則は貫徹されており、再犯危険性の高い一定の受刑者（釈放中に致死傷を伴う犯罪、児童に対する性犯罪又は重大な薬物犯罪を行うおそれがあると認められる者）については、法定釈放の時点を超えても収容を継続して満期釈放とする余地が設けられている（同法第129条）。しかし、そのような者は極めて例外的であり、カナダの場合は、遅くとも刑期の3分の2経過によって、ほぼすべての受刑者が釈放される体制となっている。

#### (4) 条件付釈放の運用と成功率

これらの条件付釈放による仮釈放率の推移を見ると、デイ・パロールは、連邦及び州に共通して、比較的高い仮釈放率を維持しており、州のフル・パロールも、近時、仮釈放率の上昇傾向が見られる（3-3-2-2図）。これに対して、連邦のフル・パロールは、43～46%の仮釈放率で推移しており、デイ・パロールに比べてかなり低い。フル・パロールは、日本の仮釈放に相当する制度であり、日本の仮釈放率が50%から50数%で近年推移していることと比べても低い数値である。これは、仮釈放対象者の再犯危険性等が反映したものと考えられ、それは、次に述べる条件付釈放成功率の推移の違いにはっきり現れている。

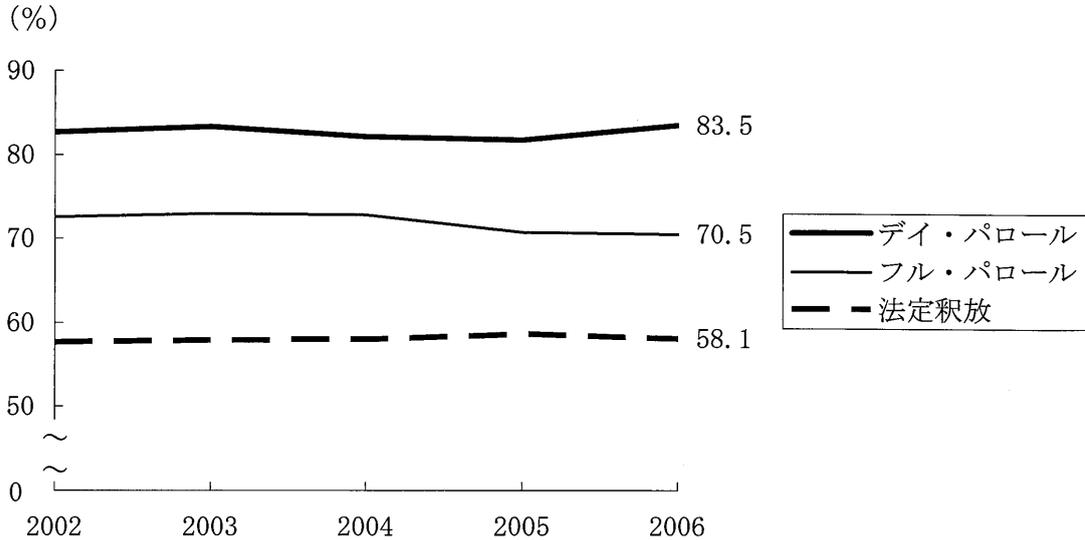
3-3-2-2図 条件付釈放による仮釈放率の推移



出典 National Parole Board, 2007, "Performance Monitoring Report 2006-2007."

条件付釈放成功率の推移を、前記の3種類の仮釈放形態に分けて比較すると（3-3-2-3図）、デイ・パロール、フル・パロール、法定釈放の順に低くなっている。これは、前記のように、それぞれの制度の対象となり得る犯罪者に違いがあること、特に、法定釈放は、その再犯危険性等に鑑み、デイ・パロール及びフル・パロールによって釈放されなかった者で、次述の重大事犯に該当しない者が、最終的にこの形態によって釈放されることによると思われる。すなわち、法定釈放の対象者の再犯危険性の高さが、取り消されずに条件付釈放を終了できる比率の違いとなって現れていると考えられる。

3-3-2-3 図 条件付釈放成功率の推移（連邦）



出典 National Parole Board, 2007, "Performance Monitoring Report 2006-2007."

#### (5) 重大事犯受刑者の釈放

重大事犯を行った再犯危険性の高い受刑者については、前記の一般的な条件付釈放制度とは別に、より長期の服役期間又は社会内での十分な監督期間を確保するための特別な制度が、①終身刑受刑者、②不定期刑受刑者及び③長期指導監督命令の言渡しを受けた者の釈放に関して設けられている。

##### ① 終身刑受刑者

カナダ刑法上の終身刑には、法定刑としての必要的終身刑と裁量的終身刑（選択刑種として終身刑が規定されている場合）とがある。

必要的終身刑が法定刑とされている犯罪は、反逆罪（刑法47条）、第1級殺人罪（同法235条）及び第2級殺人罪（同）である。第1級殺人罪は、①謀殺、②警察官・刑務官の殺害及び③性的暴行又は誘拐を遂行する過程において行われた殺人であり、第2級殺人罪は、それ以外の殺人である。

また、裁量的終身刑が法定刑とされている犯罪は、強盗罪（刑法344条）、加重性的暴行罪（aggravated sexual assault, 同法273条）等がある。

必要的か裁量的かを問わず、終身刑に処せられた受刑者の釈放は、フル・パロールが唯一の釈放手段である。

必要的終身刑の場合、25年間又は10年以上25年以下の範囲で裁判所が決定する期間（tariff period, 欠格期間）は、フル・パロールの審理対象外とされているので、前記のような通常の受刑者の場合と異なって、非常に長期の拘禁が予定されている。ただし、15年服役した時点で、受刑者は、欠格期間の縮減申請を裁判所に行うことができる。

フル・パロールによる釈放後は、恩赦 (clemency) の対象とならない限り、保護観察官による指導監督及び支援を終生受ける。

## ② 不定期刑受刑者（「危険な犯罪者」と指定された受刑者）

カナダにおいては、有期刑又は終身刑が自由刑の原則であるが、例外的に刑期の定めのない絶対的不定期刑制度も用意されている。

不定期刑は、裁判所が「危険な犯罪者 (dangerous offender)」と指定した者に対して言い渡すことができる。裁判所は、一定の重大な対人犯罪（10年以上の拘禁刑をもって処断し得る暴力犯罪又は性的暴行等の所定の性犯罪。刑法752条、753条第1項a号）を行った者を「危険な犯罪者」に指定すべき旨の検察官の申立てがあったときは、次の要件を満たす場合、判決において、その者を「危険な犯罪者」に指定し、これに不定期刑を言い渡す（刑法753条第4項）。それは、専門家の鑑定結果をしん酌した上で、当該犯罪者が攻撃的行動を反復継続する傾向を有し、又は性的衝動の抑制力を欠如していると裁判所が判断した場合である。不定期刑の言渡し人員は、1990年代後半以降、毎年20～30人程度である。

不定期刑受刑者も、終身刑受刑者と同じく、フル・パロールによってのみ釈放される。全国仮釈放委員会は、不定期刑受刑者が7年間服役した時点、及びその後2年ごとに、その者に対するフル・パロールの審理を行う（刑法761条）。絶対的不定期刑には刑期満了日がないので、フル・パロールで釈放された場合、終身刑受刑者と同じく、減刑恩赦にならない限り、終生、社会内で保護観察官による監督・支援を受ける。

## ③ 長期指導監督命令を受けた者

終身刑及び不定期刑は、危険な犯罪者をできる限り長く社会から隔離することによって、社会の安全を維持するための制度である。他方、残刑執行主義の早期釈放制度の下で、社会内処遇期間を十分に確保するため、1997年に、「長期指導監督命令 (long-term supervision order)」の制度が導入された。

性的暴行等の所定の性犯罪（刑法753.1条第2項a号）を行った者を「長期指導監督犯罪者 (long-term offender)」に指定すべき旨の検察官の申立てがあったときは、裁判所は、次の要件を満たす場合、判決において、その者を「長期指導監督犯罪者」に指定し、これに2年以上拘禁刑を科すとともに、その刑期満了後、引き続き、10年以下の期間、社会内処遇の対象とすることを命ずる（刑法753.1条第3項）。その場合、裁判所は、専門家の鑑定結果をしん酌した上で、当該犯罪者には相当程度の再犯危険性が認められるが、社会内でその再犯危険性を統制し得る合理的な可能性があるかと判断できることが必要である。

長期指導監督犯罪者の指定対象犯罪と、前記の「危険な犯罪者」の指定対象犯罪は一部重複しているので、裁判所は、「危険な犯罪者」の指定を求める検察官の申立てを棄却した場合であっても、その代わりに、「長期指導監督犯罪者」の指定を求める申立てがなされて

いたものとして取り扱い、その該当性の判断ができる（刑法第753条第5項a号）。すなわち、長期指導監督命令は、再犯危険性の程度において絶対的不定期刑制度の対象とするには不足する者を念頭に置いた制度であり、絶対的不定期刑制度を補完する制度と位置付けられている。

長期指導監督命令に係る社会内監督の期間中、対象者は、保護観察官による高密度の指導監督及び援助の対象とされ、性犯罪者治療プログラムへの参加を含む遵守事項が科せられる（1992年矯正及び条件付釈放法134.1条、矯正及び条件付釈放規則161条第1項）。長期指導監督命令の遵守事項違反は、プロベーションの遵守事項違反同様新たな犯罪を構成するが、その処罰は極めて厳しく、10年以下の拘禁刑の対象となる（刑法753.3条1項）。

## 2 継続的処遇と中間処遇施設

このように、カナダの場合、仮釈放実務においても、RNRの原則が貫徹され、ごく一部の重大な犯罪を行ったか、再犯危険性の高い者以外は、可能な限り早期に釈放して、米国について紹介したのと同様に（本編第2章）、社会再統合を促進する刑事政策が採られている。

そのため、前記のように、刑務所入所時から、受刑者ごとにケース管理チームを作成して、再犯危険性評価を前提とした個別処遇計画に基づいて、継続的処遇の見地から釈放準備が進められ、それが全国に約216ある、帰住予定地域の中間処遇施設（国立と民間）に引き継がれる（実地調査した施設の詳細については、後記参照）。対象者は、前記の早期釈放によって、まず、中間処遇施設に帰住し、そこで一定期間、生活訓練や薬物乱用者処遇を受け、かつ、在所中に仕事と住む場所を探した上で退所することになっている。

カナダでは、もともと、拘禁刑の刑期は日本と比べて極めて短く、1か月以下の刑期の者が近年概ね半数を占めており、2年以上の刑期の者（連邦刑務所に収容）は、5%以下に過ぎない。ゆえに、受刑者は、かなり短期間で社会に戻ってくるため、これら一連の準備も受刑直後から進められる。

## 3 継続的処遇と就労支援

カナダ連邦矯正局では、CORCAN program という就労支援専門のプログラムを設置しており、刑務所収容中に就労訓練と就労に必要な技能（employability skills）の訓練を実施するとともに（38か所）、釈放後は、全国52か所に設置されている社会内就労支援センター（Community Employment Centres, CEC）において、実社会での就労支援を行い、さらに就職後、就労を続けるためのカウンセリング等の支援を提供している（CORCAN Annual Reports 2007-08）。CECは、ケベック州に26か所設置され、それ以外の地域におおむね6～8か所設置されている。

CORCANの主要な就労支援分野は、農業、織物、家具・日用品等製造業、建設、保守等

サービス（印刷、洗濯など）であり、刑務所内に設置されたこれらの作業部門のほとんどは、ISO 認証を取得している。作業の内容や外部の取引先との対応などについては、できるだけ実社会と同じ形となるように工夫されている。これは、より実社会に近い就労環境を体験した方が、より効果的に犯罪者の社会再統合を促進することができるということが、実証的に確認されているからである。そのことにより、施設内にいる段階から、犯罪者の社会再統合に向けた準備が、より具体的な形で進められるようになってきている。例えば、著名な民間の家具製造企業と連携して、その企業のブランド製品の一部の製造を行ったり、各地域の民間企業と連携した就労の機会を提供するとともに、施設外の職場見学等の機会も用意されている。CORCAN の総売上高は7,060万ドルであり、年々上昇している（2007会計年度）。施設内では、具体的な就労技能だけでなく、危険管理や食品衛生等に関する国家資格の取得ができる。

CORCAN の業務について第三者による助言等を得るため、連邦公共安全省大臣は、CORCAN 諮問委員会の委員を任命することになっている。現在、民間や NGO を中心にカナダ各界において著名な11名の委員が任命されている（2008年3月）。

社会内就労支援センター（CEC）では、釈放後初めて就労を希望する者1,869人の就職に成功した（対前年比16%増、2006会計年度）。また、各センターには、矯正施設での成果と実社会の雇用機会を連携させるために、CEC コーディネーター（CEC Coordinators）が置かれており、継続的処遇の円滑な実現を支援・調整している。

また、社会内就労支援センターでは、就職後30日未満及び30日以上に関する就労維持追跡調査システムを創設し、特に仮釈放者について、社会内処遇段階における就労支援の充実を図っている。これは、就労の継続と犯罪者の効果的な社会への再統合の間に密接な相関関係が認められることが、実証研究によって確認されているからである。ちなみに、仮釈放事務所には、労働省から派遣された雇用カウンセラーが置かれているのが通常であるので（オタワ仮釈放事務所、バンクーバー仮釈放事務所など比較的規模の大きな事務所を中心に）、仮釈放者については、社会内就労支援センターと仮釈放事務所の雇用カウンセラーの双方から支援を受けることができる。

#### 4 仮釈放実務と危機管理

仮釈放実務における危機管理は、①社会に対する危険性及び②職員に対する危険性の双方に留意しながら、進めていく必要がある。

①については、再犯危険性評価に基づき、かつ、処遇過程におけるその変化に注意しながら、必要な場合、迅速に身柄確保等の措置を採ることが重要である。カナダでは、上席保護観察官（夜間・休日は、当番保護観察官（duty officer））が、身柄拘束令状（suspension warrant）を発出することができる。そして、日頃から警察とは連携を密にしており、この令状が出されると24時間体制で、警察の担当官が、令状を迅速に執行する体制が確立され

ている。前記の2005年の法改正で制度化された、社会内処遇連絡調整官(Community Corrections Liaison Officer, CCLO)は、仮釈放事務所に常時駐在している警察官であり、彼らが警察との円滑な連携を図っているため、このような24時間体制の身柄確保システムが運用可能となっている。

近時問題となっているのは、②の職員の安全確保である。2004年に、社会内処遇担当の保護観察官(community parole officer, CPO。施設駐在保護観察官と連携して、仮釈放者の社会内処遇を行う。)が、性犯罪の仮釈放者に刺殺されるという事件が起こった。これは、カナダの保護観察史上初の事件で、事態を重視した矯正局では、従来的一般社会に対する危険性を評価する再犯危険性評価とは別に、職員に対する危険性を評価する基準を開発し、現在試行中である。新しい体制では、対職員危険性の高い対象者と会う際には、必ず2人又はそれ以上の職員で対応する体制の採用(tandem supervision)、保護観察官全員に、緊急呼出、ボイスメール機能、現在地確認のためのGPSが付いた高性能携帯の所持を義務づける(官給品)、電子監視を併用する(2008年9月から試行開始)等の対策が講じられている。

## 5 オタワ地域仮釈放事務所

犯罪者に対する継続的処遇は、仮釈放事務所における多機関連携によって支えられている。そのため、オタワ仮釈放事務所には、①保護観察官(17名)のほか、②臨床心理士(職員1名、契約1名)、③雇用カウンセラー(employment counselor、労働省から派遣。ちなみに、犯罪者更生支援で有名な全国ネットのNGOであるJohn Howard Societyの本部事務所にも雇用カウンセラーが配置されている。)、④プログラム担当官(program officer、処遇プログラム実施に関する調整、ランダム尿検査の管理)、⑤社会内処遇連絡調整官(community correction liaison officer, CCLO。警察官(階級は巡査)で、前記の保護観察官が発する身柄拘束令状の円滑な執行のため、所轄署と連携を図る。)、⑥ボランティア・コーディネーター(社会内処遇協力ボランティアの調整・監督等)、⑦原住民連絡調整官(aboriginal liaison officer、原住民対象者の社会復帰支援)と⑧事務職員、⑨サポートスタッフが配置されている。

米国ニューヨーク市のレッド・フック地域司法センターの項で述べたように(本編第2章第3節)、カナダにおいても、対象者の多様な必要性にワンストップで対応可能なように、仮釈放事務所内部に、犯罪者の再犯危険性評価に基づく処遇を徹底するための臨床心理士、各種プログラムの調整、雇用支援、余暇等支援から、令状執行円滑化のための警察官(社会内処遇連絡調整官)まで、処遇に必要な関係者が一同に会して、多機関連携を支える体制が構築されている点が重要である。

処遇プログラムとしては、一般的な犯罪性向を減少させるための「AAA(トリプルA)プログラム」や薬物乱用者のための居住型集中処遇プログラム(56日間、更生保護施設内

で実施) などがある。

トリプル A プログラムは、態度、交際(仲間作り)、選択肢 (Attitudes, Associates, and Alternatives) の頭文字をとったもので、犯罪者で地域社会への再統合に関して困難に直面している者の社会性を包括的に改善し、社会内での生活維持を支援することを目的としたプログラム (Community Maintenance Program) である。2006会計年度に、従来実施されてきたカウンターポイント・プログラム (Counter-Point Program) の改良型として開発され、男性の犯罪者に対する支援を行うことを目的としている。現在、地域訓練担当官と矯正プログラム担当官 (Correctional Program Officers) が、このプログラム実施のための研修を受けて、保護観察官や NGO 職員に普及させるための全国展開を行っている (Correctional Service Canada, 2007)。

後者は、カナダの場合、刑務所内での薬物問題が深刻なので、仮釈放中に薬物問題を起こした者を、仮釈放を取り消して刑務所に送り返すことは、その更生に寄与しないことから、中間的制裁の一種として、居住型集中処遇プログラムに委託して、刑罰ではなく、専門的処遇によってその更生を図ることを目指した制度である。

## 6 継続的処遇を具体化するための施設

前記のように、カナダでは、特別の事情がない限り、刑期満了前に釈放される。そのため、社会内での更生の準備として、中間処遇施設である更生保護施設が重要な機能を果たしている。ここでは、実地調査に基づく施設を幾つか紹介する。

このような中間処遇施設は、前記のように国営の更生保護施設 (Community Correctional Centre (CCC)) が16か所、民間と連邦矯正局の契約に基づく更生保護施設 (Community-based Residential Facility (CRF)) が約200か所設置されている。これらの施設では、前記のように、OMS にアクセスすることによって、犯罪者に関するすべての情報をオンラインで、リアルタイムに共有する体制が整備されている。そのことによって、中間処遇施設側では、刑務所内の犯罪者の処遇プログラムの実施状況、仮釈放資格の取得、釈放予定日、帰住予定地等の情報を入手して、刑務所収容後の早い段階から、釈放準備を効果的に進めることができる。

### (1) ベルキン・ハウス強化型更生保護施設

ベルキン・ハウス強化型更生保護施設 (Belkin House Enhanced Community Based Residential Facility) は、バンクーバーにある、近代的ハイテク更生保護施設である。ここでは、40台の監視カメラと徹底した電子管理システムによって居住者を管理しており、このような設備を活用して、この施設の4階全フロアを使った強化型更生保護施設 (定員30名、男子のみ。2007年収容実績、222名。) が設置されており、再犯危険性の高い仮釈放者を積極的に受け入れている。

居室は2人部屋が中心で、施設が新しいこともあって、比較的清潔な感じがした。居住

者は、在所中に仕事と住居を探して独立する必要があるため、それらのニーズを支援するための雇用、住宅、保健医療等関係の職員が、施設の2階にそれぞれ事務室をかまえており、並行しながら、多様な支援を受けることができる。また、4階には、保護観察官4名が常駐しており、セキュリティ・スタッフも24時間体制で配置されていて、常に2人一組で活動する体制となっている。スタッフは、全員、小型の非常アラーム兼電子IDタグを持っており、緊急時には、全館に警報が発せられるようになっているほか、監視カメラの画像はすべて保存されており、警察の捜査にも活用されている。月2回、麻薬犬による抜き打ち検査があり、薬物が見つかり、その場で没収されるほか、不良措置の対象となる。所長の部屋には、没収した薬物を一時保管するための厳重な鍵の掛かるキャビネットが置かれていた。食事は、3食いずれも一階の広い食堂で提供される。施設名になっている Belkin は、バンクーバー在住の素封家の名前で、多額の私財を提供して、この立派な施設を寄付し、救世軍が運営に当たっている。強化型更生保護施設は、連邦政府との委託契約に基づいて費用が支払われている。

## (2) ハーバー・ライト更生保護施設

ハーバー・ライト更生保護施設 (Harbour Light Community Based Residential Facility) は、ベルキン・ハウスとは対照的で、外見上は、日本でもよく見かける普通の更生保護施設に近い (定員30名、男子のみ。ただ、出入りは、セキュリティを通る必要がある、その点、日本の施設と異なっている)。

この更生保護施設の最大の特徴は、ハーバー・ライト支援的回復プログラム (Harbour Light Supportive Recovery Program) と呼ばれる、居住型の集中的薬物乱用者処遇で有名なことである。そのため、政府との契約による仮釈放の収容施設としては、ハーバー・ライト更生保護施設となっているが、別名は、ハーバー・ライト依存症回復センター (Harbour Light Addictions and Rehabilitation Centre) となっており、薬物乱用問題を抱えた対象者に対しては、3段階の非常に密度の高い薬物乱用者処遇を実施している。

ハーバー・ライト支援的回復プログラムは、時間的経過から見ると、第1段階が90日、第2段階が6週間、第3段階が最長で1年程度となっている。処遇アプローチの特徴は、実証的根拠に基づく実践の見地から、認知行動療法的な方法を中心として、実証的に効果が認められた乱用者処遇方法を、対象者のニーズに合わせて組み合わせて活用していることである。また、それらすべての基礎として、全員に共通して適用されるのは、12ステップ処遇と自助グループ (AA 又は NA) の集会への出席である。組み合わせて使用されている処遇プログラムの代表例としては、①理論横断的変化モデル (Transtheoretical Model of Change)、②動機付け強化療法 (Motivational Enhancement Therapy)、③認知行動療法 (Cognitive-Behavioural Therapy)、④問題解決重点療法 (Solution-Focused Therapy)、⑤依存症カウンセリング療法 (Addiction Counselling Therapy)、⑥再発防止 (Relapse Prevention) プログラム等である。①は、日本でも、認知行動療法を応用した薬

物乱用者等に対する Prochaska と DiClemente による段階的変化の処遇モデルとして知られているものであり、④は、対象者が抱える問題の原因探求ではなく、問題に対する解決策を積極的に探求する問題解決型手法 (problem solving approach) である。②及び④の組み合わせは、ハーバー・ライトから、他の施設に移動して乱用者処遇を受けるまでの短期間に、対象者を安定させるために使用されている。⑥は、再発防止ワークブックに沿って、5段階の再発防止プログラムについて学習するようになっている。

ハーバー・ライトでは、乱用者処遇以外に、ベルキン・ハウスから委託を受けて、ランダム尿検査をベルキン・ハウス居住者に対して提供している。薬物乱用者以外では、ベルキン・ハウス同様、性犯罪者なども受け入れている。また、犯罪依存症 (crime addiction) の者のための回復プログラムや前記のトリプル A プログラムを行っているほか、依存症者のためのアフターケアとして、社会内での処遇効果維持プログラム (community maintenance program (CMP), 再発防止プログラムの一種) も提供している。

### (3) チリワック国立更生保護施設

チリワック国立更生保護施設 (Chilliwack Community Correctional Centre) は、バンクーバーから東に片道120kmの距離にあり、空気が澄んだ田園地帯にある。全国で唯一の高齢者、心身障害者、終末医療仮釈放者の処遇専門の国立更生保護施設である (国立更生保護施設は、全国に16か所)。収容定員31名。年間予算約100万カナダドル (2007年)。入所58名、退所53名、在所中死亡9名 (2007年)。

チリワックにおける処遇の最大の特徴は、ターミナルケア (終末医療) を含む看護専門職としての訓練を受けた元受刑者 (施設に居住5名、通所2名) が、その居住者である仮釈放者 (病気、高齢等介護や精神障害などで支援が必要な犯罪者。訪問時、末期ガンの居住者にも面会。) の世話をするという、カナダで唯一のプログラムを展開していることである。特に、ターミナルケアについては、連邦の全国緩和ケア委員会 (National Palliative Care Committee) と連邦矯正局が2002年に共同で策定した Palliative Care Guidelines (緩和ケア基準) に沿って実施されており、約700頁の研修教材とガイドが用意されている (訪問時贈呈された)。居住者の容態悪化時や緊急時には、地元の病院と連携した対応がなされるようになっている。

費用対効果の検証によると、刑務所に高齢者・障害者等を拘禁しておくよりも、このような社会内処遇施設に収容した方が5分の1の費用で足りることが分かっており、今後の高齢犯罪者等処遇について、一つの展望を示すものとされている。

このような基本コンセプトのためか、職員の応対を含めて、施設全体に温かな雰囲気を感じた。地元との連携も強く、ここの厨房で作った料理を、貧しい家庭の子どもの学校給食として配ったり、毎年、保健所から引き取った200匹以上の野良猫を、きれいにした上、躰もして、一般家庭に引き取ってもらったり (居住者のためのアニマルセラピー) している。広大な敷地を生かして野菜なども一部自給し、温室で育てた花の売却益を施設運営費

の一部にあてている。地域住民から贈られた、果物の木もあり、広い手入れの行き届いた庭が印象的であった。

受け入れる犯罪者の罪名に限定はなく、性犯罪者や放火犯であっても、要介護・要支援であれば受け入れる。当初、地元住民からは、居住者の再犯危険性についての不安が多く寄せられ、いわゆる NIMBY (not in my back yard) 現象にも遭遇した。しかし、地元住民はもとより、地方自治体、刑事司法関係機関、福祉・医療・保健等関係機関も含めた話し合い及びそれらの中での連携体制の構築により、施設の開設にこぎつけた。その後は、前記のような地域支援活動等を通じて、地域に貢献する施設として周囲から認識されるようになって現在に至っている。

### 第3節 まとめ

カナダでは、実証的根拠に基づく実践に基づき、世界各国で採用されている犯罪者の再犯危険性評価基準や多様な認知行動プログラム等を開発してきた。

同国における犯罪者処遇関連で、今後、日本の制度を整備する上で参考となると考えられる事項は、下記のとおりである。

#### 1 犯罪者処遇における実証的根拠に基づく実践の徹底

- ・ランダム化比較試験や準実験的手法に基づく、信頼性の高い実証研究の集積。
- ・RNRの原則に忠実な実践の確保

第1節で触れた、保護観察官に対するRNRの原則の忠実性を確保するための体系的研修制度の在り方に関する研究は、単に、研究レベルで効果が認められる処遇方法を導入するに留まらず、現実に再犯を減少させるための実務的に重要な点に焦点を当てるものである。日本においてもカナダや英国から処遇プログラムを導入しているが、今後、それらを効果的に運用していくためには、実践に携わる職員に対する効果的な訓練の在り方も同時に導入する必要があると考えられる。

#### 2 犯罪者に関する情報の電子化とオンライン化による共有

OMSに類似のシステムは、日本においても導入されているが、集積されている情報の範囲、共有している機関等の幅において、検討の余地があると考えられる。

特に、今後、犯罪者の再犯危険性評価を出発点として処遇体制を構築していくことを考える場合、このような処遇情報を共有してこそ、適時の介入・支援が可能となると思われる。

#### 3 継続的処遇体制の整備

カナダでは、継続的処遇のための中間処遇施設の整備及び釈放の前後に渡る就労支援がCORCAN、社会内就労支援センター（Community Employment Centres, CEC）、仮釈放事務所の雇用カウンセラー、民間団体であるジョン・ハワード協会、エリザベス・フライ協会などが連携して進められている。

カナダの制度では、原則として遅くとも刑期の3分の2までには仮釈放されることになっており、釈放直後の生活上のニーズを満たす中間処遇施設が大きな役割を果たしている。さらに、就労支援は、施設内から社会内まで一貫した支援体制が整備され、就職後のフォローアップ体制も採られている。日本において、刑務所出所者等総合的就労支援対策の更なる充実を考える上で、この密度の高い支援体制は参考になると考えられる。

#### 4 透明性の高い処遇制度と犯罪者との情報共有

前述のように、カナダでは、受刑者ごとにケース管理チームが組まれて、受刑者自身はそのメンバーとなり、自分に関する情報を共有しながら、透明性の高い処遇が進められている。これは、受刑者を単なる処遇対象と考えるのではなく、その更生と社会への再統合について、ともに考え進めるチームの一員としてとらえることを意味している。このような働きかけが、本人の更生への意欲を高める要因となっている。また、保護観察官は、全員、動機付け面接の訓練が義務づけられる等、犯罪者が処遇を進んで受け入れることができるようにする（処遇レディネスの向上）ための工夫が随所に見られる。保護観察官のRNRの原則への忠実性確保と併せて、このような、犯罪者側の意欲向上についても、今後日本において取組を進めれば、一層処遇効果の向上が期待できるのではないと思われる。

#### ◆参考文献

- Andrews, D.A. and Bonta, J., 2006, "The psychology of criminal conduct (4th ed.)", LexisNexis=Mathew Bender.
- Bonta, J. and Andrews, D.A., 2007, "Risk-Need-Responsivity Model for Offender Assessment and Rehabilitation", ISBN No.: 978-0-662-05049-0 (Public Safety Canada).
- Bonta, J. Rugge, T, Scott, T, Bourgon, G. and A.K. Yessine, 2008, "Exploring the Black Box of Community Supervision", Journal of Offender Rehabilitation, Vol. 47(3), pp. 248-270.
- Bourgon, G., Rugge, T., Gutierrez, L., Simpson, K., Bonta, J., Scott, T., Yessine, A., Li, J & L. Helmus, June 14, 2008, "Strategic Training Initiative in Community Supervision (STICS)", Canadian Psychology Association's 69th Annual Convention, Halifax, Nova Scotia, Canada.
- CORCAN Annual Reports 2007-08  
<http://www.csc-scc.gc.ca/text/prgrm/corcan/pblct/ar/07-08/ar0708-eng.shtml>
- Correctional Service Canada, 2007, "2006-2007 Performance Report."
- Department of Public Safety Canada, n.d., "Federal Corrections and Conditional Release-3rd edition."  
[http://www.publicsafety.gc.ca/prg/cor/nov/nov\\_guide\\_06-en.asp](http://www.publicsafety.gc.ca/prg/cor/nov/nov_guide_06-en.asp)
- Motiuk, L.L. and Serin, R.H., eds., 2001, "Compendium 2000 on Effective Correctional Programming", Correctional Service Canada.
- National Parole Board, Performance Measurement Division, 2007, "Performance Monitoring Report 2006-2007."

## 第4章 英国

### はじめに

本章においては、英国における再犯防止対策の概略を紹介する。再犯防止対策は、我が国と同様、英国においても社会の関心が高い。

本章では、英国における犯罪状況や刑事政策の動向について概観し、再犯を防止するために障害となっているものは何かということを念頭に置きながら、英国における再犯防止対策にかかわりのある制度・プログラムを紹介し、それが再犯防止に効果があるのかということを検証するとともに、必要に応じ、我が国への適用可能性についても検討する。

再犯防止上の障害要因については多様なものが考えられるが、その中でも、各刑事司法機関の間における連携が不十分であること、犯罪予防が不十分であること、資源の配分の仕方が非効率であること（例えば、同じ予算・職員を使用するのであれば、出所後に犯罪行為を多数回繰り返すおそれのある犯罪者の処遇に重点を置いた方が、資源配分の方法としては効率的ではないかなど）が特に重要ではないかと考えてみた。

これを英国に当てはめてみると、英国では、既に、①刑事司法機関以外の関係機関を含む多機関連携が制度として定着しつつあり、また、②反社会的行動命令により犯罪をいわば芽のうちに摘み取るといった犯罪対策の予防へのシフトが行われ、③犯罪を多数回繰り返している犯罪者のグループを頻回犯罪者として指定し、特別に処遇している頻回犯罪者プログラムが行われ、再犯防止に効果を挙げていることなどが、調査の結果、判明したので紹介する。

なお、本章では、特に提示しない限り、英国（正式名称はグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）の中のイングランド及びウェールズ（England and Wales）について述べている。英国においては、イングランド及びウェールズ、北アイルランド並びにスコットランドでは法制度が異なり、刑事司法制度も三つの異なった制度が運用されているが、本章においては、「英国」と表記する場合は、イングランド及びウェールズを指している。

また、本章の内容は、筆者らが英国の制度・プログラムを調査するため、英国の関係機関を訪問した2008年11月時点のものであること、また、本章中、意見にわたる部分は筆者らの私見であることをお断りしておく。

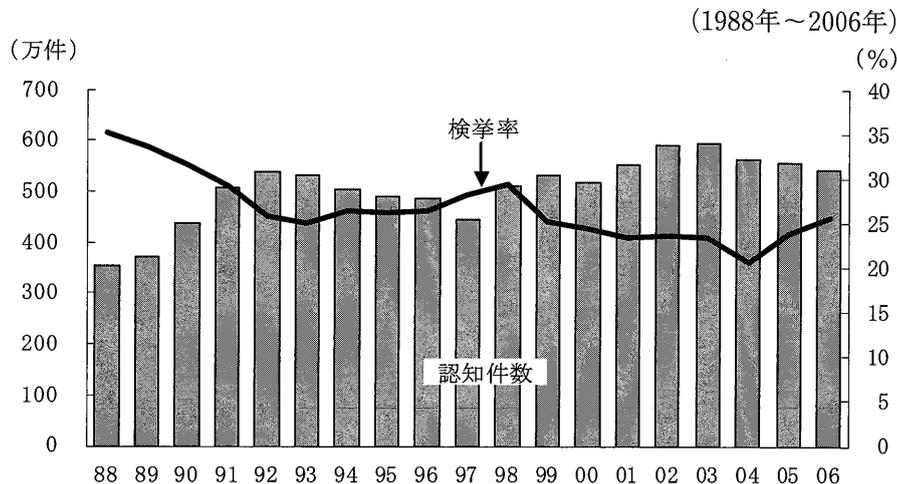
## 第1節 近時の犯罪動向及び刑事政策

### 1 英国の犯罪動向

英国における主要な犯罪<sup>1</sup>の認知件数は、2004年以降減少し、2006年は5,427,559件であった。また、主要な犯罪の検挙率は、2004年以降上昇し、2006年は25.7%となった。

1988年以降の英国における主要な犯罪の認知件数及び検挙率の推移については、3-4-1-1図のとおりである。

3-4-1-1図 主要な犯罪の認知件数・検挙率の推移



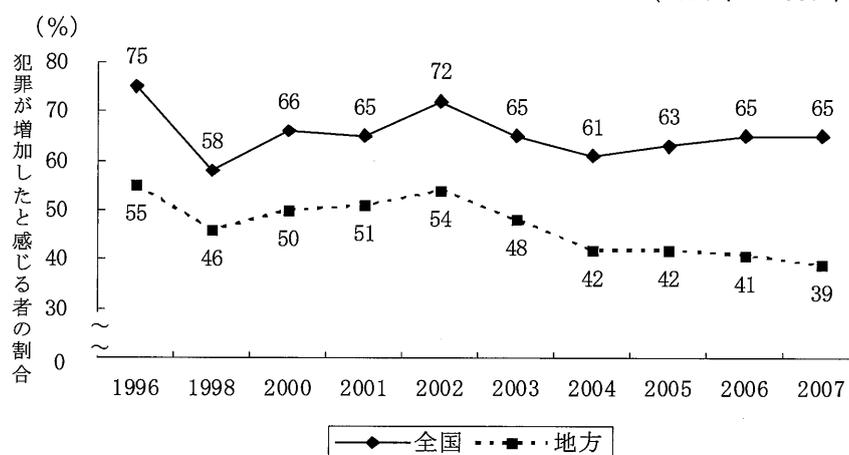
- 注 1 英国の犯罪統計 (Crime in England and Wales) による。ただし、2000年までの数値は、Criminal statistics England and Walesによる。
- 2 認知件数等算出の基礎となる期間は、1997年までは暦年、1998年以降は会計年度を単位としている。
- 3 2002年以降、犯罪被害者を重視した新たな犯罪認知基準 (National Crime Recording Standard) が導入され、併せて、新たに英国交通警察 (British Transport Police) による認知件数を含めて計上することとされたが、本図においては、2003年までは、従来どおりの英国交通警察による認知件数を含まない件数を計上し、2004年以降、それを含めた件数を計上した。
- 4 検挙率については、2003年までは、全検挙件数を用いて計算したが、2004年以降は、把握できた「警察において終局処分を受けたか又は起訴等刑事裁判手続による処理が決定された事件の検挙件数」(sanction detection)を用いて計算した。

1 「主要な犯罪」とは、報告犯罪 (notifiable offence) をいい、内務省が警察から報告を受けた犯罪を指している。

2 英国の犯罪統計 (Crime in England and Wales 2007/08) による。  
(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb0708.pdf>)

犯罪動向の変化に対する国民の意識を調査した結果が、次の3-4-1-2図である<sup>2</sup>。英国犯罪被害実態調査 (British Crime Survey, BCS)<sup>3</sup>の犯罪件数は、1995年以降、減少し続けているにもかかわらず、およそ3人のうち2人の国民は、過去2年間に犯罪が全国的に増加していると感じている。国全体よりも地方の方が、犯罪が増加していると感じている割合が少ないという傾向はあるものの、それでも約5人に2人の国民が地方においても犯罪が増加していると感じている。2004年度の調査以降、国レベルと地方レベルの犯罪レベルの認識の差が拡大してきている。犯罪発生率の認識は国民の特質によって異なり、例えば、全国的なタブロイド紙を読んでいる国民は、全国的に犯罪が非常に増加していると考える傾向が強いなどという調査結果が出ている。

3-4-1-2図 犯罪動向の変化に対する国民の意識の推移  
(1996年～2007年)



注 1 Crime in England and Wales 2007/08 による。  
2 2000年までは暦年、2001年以降は会計年度である。

反社会的行動 (Anti-Social Behaviour, ASB, 後述) に関する国民の意識を調査した結果が、次の3-4-1-3図である<sup>4</sup>。これは、英国犯罪被害実態調査において、居住地から徒歩15分以内のエリアにおいて反社会的行動が問題となっていないか尋ねた結果をまとめたものである。

2006年度及び2007年度ともに、最も問題となっている反社会的行動はティーンエイジャーの徘徊であり、二番目に問題となっている反社会的行動はごみの散乱である。2006

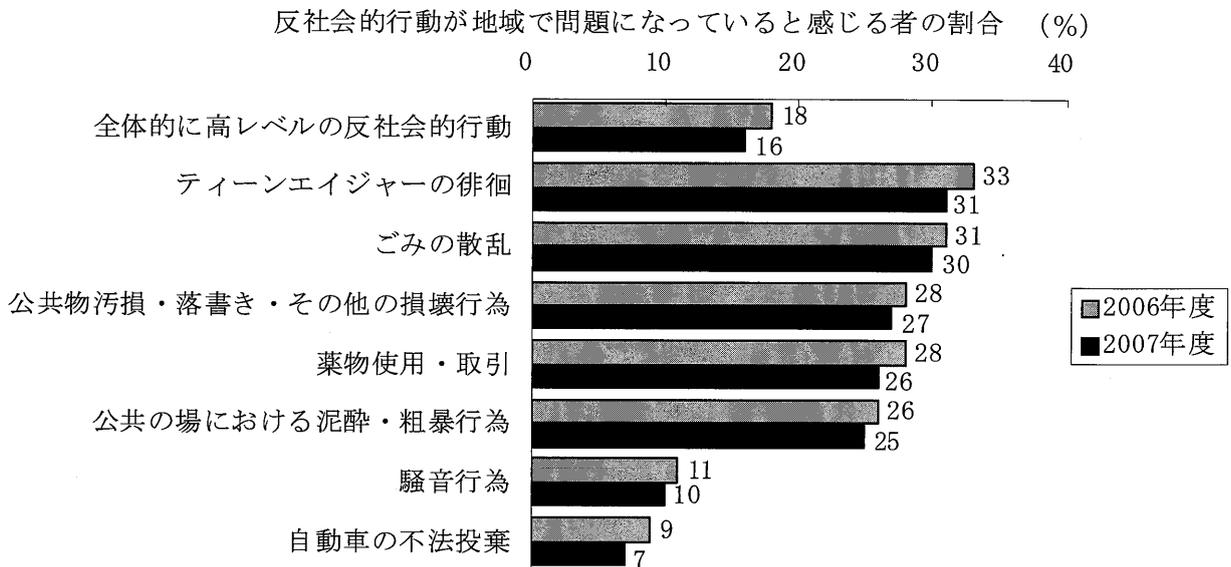
3 英国犯罪被害実態調査の統計は、警察統計と比較すると、警察に認知されない犯罪データを含んでいるため、家庭や個人の犯罪データの真の姿をよく反映するものである。また、同統計は、警察の認知手続の変化や市民が通報するかどうかなどによる影響を受けないため、犯罪の時系列変化をより良く示すといった特徴がある。

4 英国の犯罪統計 (Crime in England and Wales 2007/08) による。  
(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb0708.pdf>)

年度と2007年度を比較すると、ティーンエイジャーの徘徊、公共物汚損・落書き・その他の損壊行為、薬物使用・取引公共の場における泥酔・粗暴行為、ごみの散乱、騒音行為、自動車の不法投棄のすべての項目において減少している。「全体的に高レベルの反社会的行動」も2006年度の18%から2007年度の16%へと減少しており、地域で反社会的行動が問題となっていると感じている国民の割合が減少していることが分かる。

### 3-4-1-3 図 地域の反社会的行動に対する国民の意識の推移

(2006年度～2007年度)

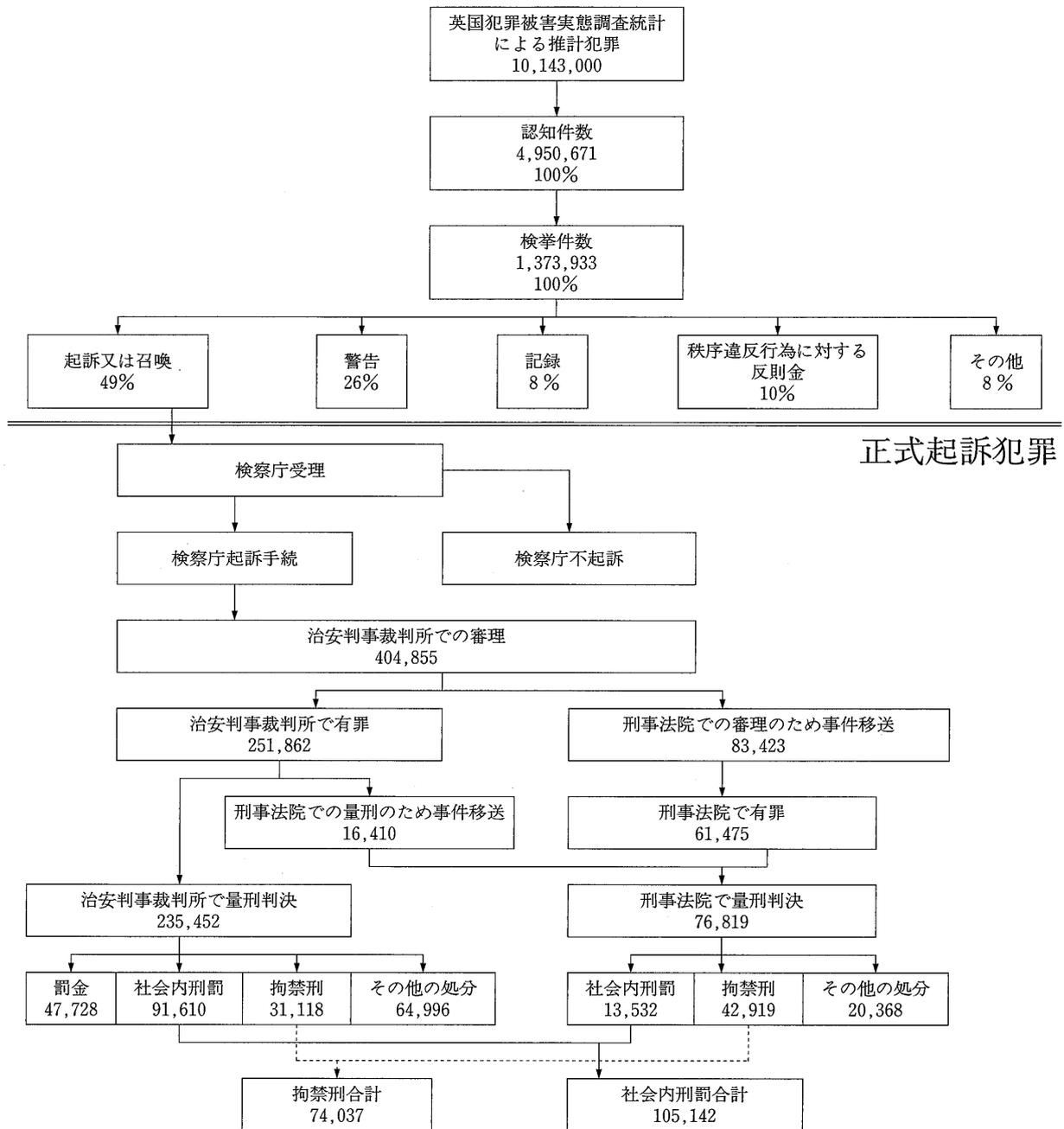


- 注 1 “Perceptions of anti-social behaviour: Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08”, 20頁による。
- 2 「全体的に高レベルの反社会的行動」とは、英国犯罪被害実態調査において、居住地から歩いて15分以内のエリアで、「ティーンエイジャーの徘徊」、「公共物汚損・落書き・その他の損壊行為」、「薬物使用・取引」、「公共の場における泥酔・粗暴行為」、「ごみの散乱」、「騒音行為」及び「自動車の不法投棄」のそれぞれが問題となっていないかを質問し、「非常に大きな問題である（3点）」、「相当大きな問題である（2点）」、「余り大きな問題ではない（1点）」又は「全く問題ではない（0点）」のいずれかを上記7項目のそれぞれについて選択してもらい、上記7項目の合計点が11点以上の場合には、「全体的に高レベルの反社会的行動」が見られたと分類している。

## 2 英国における刑事司法の流れ

英国における刑事司法の流れは、3-4-1-4 図のとおりである。

3-4-1-4 図 英国の刑事司法の流れ (2007年)



- 注 1 Criminal Statistics: England and Wales 2007 による。
- 2 「英国犯罪被害実態調査統計による推計犯罪」は、世帯及び個人に対する犯罪を含む。これらは必ずしも警察に報告された犯罪ではなく、認知件数と厳密には比較できないものである。
- 3 「認知件数」は、すべての正式起訴犯罪、治安判事裁判所又は刑事法院のいずれにも係属し得る起訴犯罪、更に一部の密接に関連した略式起訴犯罪を含む。
- 4 検挙後の「その他」は、大麻所持に対する正式警告及び検挙後それ以上の処理がなされなかった事件を含む。

英国は、刑事政策に関し、これまで多くの重要なアイデアを生み出し、試みた施策が失敗であったときは、速やかに新たな施策を編み出して改革を敢行する姿勢を維持しようとしてきたと言われている<sup>5</sup>。

1996年3月に議会に提出された白書「公衆の保護—イングランド及びウェールズにおける犯罪に関する政府の戦略」において、政府の第一の責務は、法と秩序の維持による国民の保護にあるとして、それ以降、犯罪に対するより厳しい姿勢が政策として打ち出されるようになった。以下に、1997年犯罪（量刑）法以降の近年の英国の一連の立法と制度改革について概観する。

#### (1) 1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）

1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）は、必要的最低刑期制度（Mandatory and Minimum Sentence）を導入した。これは、2回目の重大な暴力犯罪者及び性犯罪者に対して、例外的な事情がある場合を除き、必要的終身刑を科すこと（第2条）、3回目のA級薬物不正取引については、裁判所があらゆる状況を考慮して不当であると認めないときは、7年以上の必要的拘禁刑を科すこと（第3条）、3回目の不法目的侵入（domestic burglary）については、裁判所があらゆる状況を考慮して不当であると認めないときは、最低3年以上の必要的拘禁刑を科すこと（第4条）というものである。また、同法により、社会内刑罰（community sentence）を科すのに従来必要であった犯罪者の同意が不要となった（38条）<sup>6</sup>。

#### (2) 1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）

1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）は、反社会的行動命令（Anti-Social Behaviour Order）、性犯罪者命令（Sex Offender Order）及び養育命令（Parenting Order）を導入し、犯罪及び秩序違反の減少のための戦略に関して地方自治体により重い責任を与えることとなった。

英国では、1980年代以降、犯罪を社会の中の様々な要因と密接に関係した現象であるにとらえ、犯罪を予防するためには、警察だけではなく複数の関係機関の協力が必要であるという考え方が広まった（崎山，2008）。これが政策に反映し、1998年犯罪及び秩序違反法において、警察機関、地方自治体、プロベーション機関、保健機関が協力して犯罪及び秩序違反の減少に当たるべきであるという規定（第5条及び6条）が置かれている。

1998年犯罪及び秩序違反法は、少年司法制度の第一の目的は、少年の犯罪を防止することであるとした（第37条）。同法は、地方自治体に適正な少年司法行政の執行を確保し（第38条）、少年犯罪チーム（Youth Offending Team）を設置することを義務付けた（第39条）。少年犯罪チームには、保護観察官、ソーシャル・ワーカー、警察官、保健機関が指名した

5 瀬川晃「イギリス刑事法の現代的展開」（1995年，成文堂），18頁

6 [http://www.sagepub.co.uk/cavadino/Crime%20\(sentences\)%20Act%2097.doc](http://www.sagepub.co.uk/cavadino/Crime%20(sentences)%20Act%2097.doc)

者、教育機関の長の指名した者が少なくとも1名いなければならないとされる(第39条)。また、同法により、地方自治体は、少年司法行政の運営及び資金調達の方法並びに少年犯罪チームの構成及び資金調達の方法等について定めた少年司法計画(Youth Justice Plan)を毎年立案し実施することが義務付けられることとなった(第40条)。さらに、少年司法委員会(Youth Justice Board)が設置され、少年司法制度運営の監督、主務大臣への助言等の職務を行うこととなった(第41条)。

### (3) 2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003)

2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003)は、英国の刑事司法制度の多くの分野を近代化するものである。

社会内刑罰(community sentence)には、社会処罰命令(community punishment order)、社会更生命令(community rehabilitation order)など以前は多くの種類があったが、単一の社会内命令(community order)にとって代われ、無償労働命令(unpaid work)などは12種類ある特別遵守事項(particular requirements)の一つとなった。こうした改正が行われた目的は、刑罰の内容をより個々の犯罪者に適したもの(個別処遇)とすることにある。

また、2003年刑事司法法により、拘禁と社会内刑罰が統合された。これは、かつての執行猶予付拘禁刑(suspended sentence of imprisonment)の復活であり、社会内命令(community order)を同時に科すこともできるようになったものである。猶予期間中に命令に違反するか又は再犯をすれば、どのような拘禁刑を受けることになるか犯罪者はあらかじめ知ることができる。

断続的拘禁(intermittent custody)は、2003年刑事司法法により導入された制度である。これは、犯罪者を完全にフルタイムで拘禁するのではなく、例えば、犯罪者が、平日は刑務所の外に出て仕事をし、週末には刑務所に戻って拘禁刑を受けるというように、犯罪者を断続的に拘禁するものである。この制度は、犯罪者が家族との接触を維持し、職を失わずに、地域社会との関係も保つことを可能にすることを目的としている。断続的拘禁は、たとえ短い期間ではあってもフルタイムの拘禁によって生じる雇用や住居の喪失、家族崩壊といったマイナスの結果が生じることを防ぐことを目指している。

2003年刑事司法法により、暴力犯罪者及び性犯罪者に対する必要的刑期制度に代わって、150以上の犯罪(特定の条件に合致する犯罪者によって異なる)に関する義務的終身刑及び最低刑期の制度を導入した。同法は、「公衆保護のための拘禁刑(imprisonment for public protection)」と呼ばれる新しい種類の終身刑を創設した。これは、最高刑10年の刑を科せられる犯罪に対しても適用されるものである。

しかし、刑務所の過剰収容状態が深刻となり、前例のない規模にまで達したことから、その対応策として、国会は、2008年刑事司法及び入管法(Criminal Justice and Immigration Act 2008)を可決し(2008年7月14日施行)、上記の刑を科すための基準を厳しくすると

もに、同基準を満たした場合であっても司法的裁量の余地を回復することとした。

#### (4) 全国犯罪者管理庁 (National Offender Management Service, NOMS) の新設

全国犯罪者管理庁 (National Offender Management Service, NOMS) は、カーター報告書 (2003) の勧告に基づいて設立されたものである。カーターは、英国政府から、刑務所の過剰収容と利用可能な社会資源との均衡をとる方法についての意見を求められ、次の3つの提言を行った。

- ① 形の始まりから刑の終了に至るまでの「一貫した処遇 (end-to-end management)」
- ② サービスの委託者と供給者の明確な区別
- ③ 供給者間の「競争性 (contestability)」

カーターは、自分の提言に従えば、コストが削減され、効率性が向上し、革新がなされると主張した。カーターによれば、過去10年間に3分の2以上増加した刑務所人口も、裁判所が拘禁刑よりも社会内刑罰の有効性に自信を持つことによって刑務所人口の増加を抑制でき、再犯率も減少するとのことであった。政府は、この提言を全面的に受け入れることとなった。

こうして、2004年6月1日、全国犯罪者管理庁 (National Offender Management Service, NOMS) が誕生し、内務省 (Home Office) 内の全国プロベーション・サービス (National Probation Service) と矯正局 (Her Majesty's Prison Service) が、全国犯罪者管理庁の傘下に収められることとなった。

全国犯罪者管理庁の設立により、2004年度以降、9つのイングランド及びウェールズ地域に管区犯罪者処遇官 (Regional Offender Manger) が置かれるようになった。管区犯罪者処遇官は、担当地域の犯罪者処遇全般に責任を持つとともに、再犯減少にも責任を持っている。そして、管区犯罪者処遇官は、多機関連携を通じて、犯罪要因となり得るアルコール・薬物乱用、居住・就労・教育・家庭・金銭・考え方・行動の問題などに取り組むこととなったのである。

#### (5) 法務省 (Ministry of Justice) の新設

2007年5月9日、憲法事項省 (Department for Constitutional Affairs, DCA) と内務省 (Home Office) の刑事司法政策、量刑政策、プロベーション、刑務所及び再犯防止に関する部局が合併して、法務省 (Ministry of Justice) が新設された。法務省の新設により、全国犯罪者管理庁は法務省に属することとなった。

## 第2節 反社会的行動命令

### 1 反社会的行動 (Anti-Social Behaviour, ASB)

1998年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998) により、反社会的行動命令 (Anti-Social Behaviour Order, ASBO) に関する制度が導入された。同法で反社会的行動 (Anti-Social Behaviour, ASB) とされる行為は、家計の異なる1人又は複数の者に対し、嫌がらせ・恐怖・苦痛を生じさせる行為あるいは生じさせるおそれがある行為である (第1条)。反社会的行動の具体例として、内務省は次のような事例を挙げている<sup>7</sup>。

- ・ 都会の整然としたスペースを台無しにするような落書き
- ・ 暴言 (特に少数外国人に対する暴言が頻繁に見られる)
- ・ 騒音 (特に深夜における騒音)
- ・ ごみで通りを汚す行為
- ・ 通りでの泥酔及び泥酔がもたらす迷惑行為
- ・ 違法薬物取引及び違法薬物取引に関連して生じるあらゆる問題

反社会的行動は、市民生活を不快にさせるばかりではなく、恵まれない地域を再生産し、重大犯罪発生の温床となるものであると内務省は認識している<sup>8</sup>。

2003年反社会的行動命令法 (Anti-Social Behaviour Act 2003) が成立し、警察、地方自治体等が重大な反社会的行動に対処するための権限が更に強化された。

### 2 反社会的行動命令 (Anti-Social Behaviour Order, ASBO) の実施内容

1998年犯罪及び秩序違反法は、反社会的行動命令の適用対象となる者を年齢10歳以上の者と定めている (第1条)。反社会的行動命令の申立ては、関係機関 (relevant authority) である地方議会又は警察の長が、お互いの協議を経た後に、治安判事裁判所 (magistrates' court) に対して行う (第1条)。また、2003年反社会的行動命令法により、警察、地方自治体に加えて、登録家主も、迷惑行為や住宅管理業務の阻害行為があった場合には、反社会的行動命令の申立てをすることができるようになった (第13条)。こうした反社会的行動命令の申立ては、被害者ではなく、関係機関が行うため、被害者個人に脅迫が及ぶおそれを克服できるという利点があるとされている (横山, 2006)。

反社会的行動命令の内容は、禁止事項のみであり、積極的に義務行為を課すものではない。反社会的行動命令は、恐喝・破壊的行為の禁止、特定のグループの友人と一緒にいることの禁止、特定の地域への立ち入りの禁止等の内容を有している。反社会的行動命令は

7 Home Office, 2003, "A Guide to Anti-Social Behaviour Orders and Acceptable Behaviour Contracts" (<http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/asbos/asbos9.pdf>), 5頁

8 <http://www.homeoffice.gov.uk/anti-social-behaviour/what-is-asb/>

最低2年間の効力を有しており、それよりも長い期間とすることも可能である。反社会的行動命令は、特定の犯罪被害者、隣人、地域社会全体が脅威にさらされたり、あるいは生活の質がダメージを受けたりすることを防ぐことを目的としている。

反社会的行動命令は、民事処分（civil order）であって刑事罰（criminal penalty）ではないので前科とはならないものである。しかし、反社会的行動命令に違反した者に対しては、犯罪を行ったものとして、罰金又は5年以下の拘禁刑を科すことが可能である。

### 3 反社会的行動命令の適用実例

#### (1) 反社会的行動命令の発出事例

後述する北リバプール地域司法センターの広報誌には、反社会的行動命令が発出された事例として、次のものが紹介されている。

16歳の少年がアンフィールド地区の一連の事件により2年間の反社会的行動命令を発出された。この少年は、2005年11月から2006年6月までの間における、学校と地域社会における行動が問題となって反社会的行動命令が出されたものである。

この少年は、教師と地元住民を口汚くののしり、2人の同級生を脅迫し、2人の住民の車にびんと石を投げ、つばを吐いた。

この2年間の反社会的行動命令の意味するところは、この16歳の少年は、以下に述べる行為を禁止されるということである。すなわち、アンフィールド及びブレックフィールド周辺の北リバプールの特定の地域に立ち入ることの禁止、他人に対し脅迫する言辞や態度をとることの禁止、車に対する迷惑行為の禁止、地域社会の2人の特定の人物への接近の禁止、車・人・物に対するキックや物を投げつけるなどの行為の禁止である。

この少年が、この命令を遵守できなかった場合は、2年間の拘禁刑あるいは罰金を科されることになる。

#### (2) ノーズリー反社会的行動禁止部（Knowsley's Anti-Social Behaviour Unit）の活動内容

次に、ノーズリー反社会的行動禁止部（Knowsley's Anti-Social Behaviour Unit）について調査をする機会があったので、簡単に紹介する<sup>9</sup>。

ノーズリー反社会的行動禁止部は、犯罪の早期発見と犯罪予防を目的として2007年6月12日に設立されたものである。同部の職務内容は、次のとおりである。

9 ノーズリー区は、英国のマージーサイド州の5つの市・区の一つであり、人口は約15万人、イングランドでは8番目に貧しい地区である。

- ・住民が反社会的行動を通報できるような環境を整える。
- ・反社会的行動を抑止できるための戦略を練る。
- ・犯罪者に対し適切な対応を執る。
- ・犯罪者の環境とその行動に変容を促すために必要な支援を行う。
- ・犯罪被害者と証人に対する支援を行う。
- ・地域、住民、他の機関とともに協力して反社会的行動に対処する。

ノーズリー反社会的行動禁止部では、地域住民が反社会的行動を通報しやすいように専用回線を設けて対応している。2007年には1,000件以上の通報があり、30の反社会的行動命令が発せられている。

#### 4 地域の反社会的行動に対する国民の意識の推移

2006年3月30日、内務省は、1999年4月から2005年9月までの期間に、イングランド及びウェールズにおいては、7,356件の反社会的行動命令が発出されたと発表した<sup>10</sup>。

2007年度の英国犯罪被害実態調査に基づく国民の反社会的行動に対する意識調査を実施した結果は、3-4-2-1表のとおりである。

3-4-2-1表 地域の反社会的行動に対する国民の意識の推移

(2001年度～2007年度)

反社会的行動の種類	2001年度 (%)	2002年度 (%)	2003年度 (%)	2004年度 (%)	2005年度 (%)	2006年度 (%)	2007年度 (%)	統計的有意差	
								2001年度 ～	2006年度 ～
								2007年度	2007年度
全体的に高レベルの反社会的行動	19	21	16	17	17	18	16	↓*	↓*
ティーンエイジャーの徘徊	32	33	27	31	32	33	31	↓*	↓*
公共物汚損・落書き・その他の損壊行為	34	35	28	28	29	28	27	↓*	↓*
薬物使用・取引	31	32	25	26	27	28	26	↓*	↓*
公共の場における泥酔・粗暴行為	22	23	19	22	24	26	25	↑*	
ごみの散乱	32	33	29	30	30	31	30	↓*	
騒音行為	10	10	9	9	10	11	10		
自動車の不法投棄	20	25	15	12	10	9	7	↓*	↓*

注 1 “Perceptions of anti-social behaviour: Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08”, 20頁による。

2 「全体的に高レベルの反社会的行動」とは、英国犯罪被害実態調査において、居住地から歩いて15分以内のエリアで、「ティーンエイジャーの徘徊」、「公共物汚損・落書き・その他の損壊行為」、「薬物使用・取引」、「公共の場における泥酔・粗暴行為」、「ごみの散乱」、「騒音行為」及び「自動車の不法投棄」のそれぞれが問題となっていないかを質問し、「非常に大きな問題である（3点）」、「相当大的な問題である（2点）」、「余り大きな問題ではない（1点）」又は「全く問題ではない（0点）」のいずれかを上記7項目のそれぞれについて選択してもらい、上記7項目の合計点が11点以上の場合には、「全体的に高レベルの反社会的行動」が見られたと分類している。

3 「\*」は、5%水準で統計的有意差があることを示している。

10 <http://press.homeoffice.gov.uk/press-releases/clamp-down-anti-social-behaviour>

2001年度から2007年度にかけて「全体的に高レベルの反社会的行動」が19%から16%へと減少している。この減少に寄与している反社会的行動の内訳は、①自動車の不法投棄(20%から7%へと減少)、②公共物汚損・落書き・その他の損壊行為(34%から27%へと減少)、③薬物使用・取引(31%から26%へと減少)、④ごみの散乱(32%から30%へと減少)、⑤ティーンエイジャーの徘徊(32%から31%へと減少)である。

2001年度から2007年度にかけて、地域で問題となっていると感じている国民の割合に変化が見られない反社会的行動は、騒音行為である。地域で騒音行為が問題となっていると感じている国民の割合は、2001年度及び2007年度ともに10%のままであり、変化が見られない。

逆に、2001年度から2007年度にかけて、地域で問題となっていると感じている国民の割合が増えている反社会的行動は、公共の場における泥酔・粗暴行為であり、2001年度の22%から2007年度の25%へと上昇している<sup>11</sup>。

## 5 反社会的行動命令制度の課題

2005年に発表されたモリ社会調査研究所(MORI Social Research Institute)の調査結果<sup>12</sup>によれば、英国民の82%が反社会的行動命令制度を支持し、反対意見はわずか5%にすぎなかった。反社会的行動命令制度についてよく知っている者の方が、よく知らない者よりも同制度を支持する傾向が見られた。反社会的行動命令制度を聞いたことのある者のうち、反社会的行動命令の発出が反社会的行動を防止するのに有効であるとの意見は39%であり、そうでないと答えた者は46%であったが、この結果は、同研究所でかつて行った刑務所、裁判所及びソーシャル・サービスの有効性に対する意見の調査結果とほぼ同様の結果である。

しかし、反社会的行動命令は、本来合法な行為を犯罪行為としてしまうと批判する者もいる。また、どのような行為が反社会的行動に当たるのかということについて明確な定義がなされていないことや、同様に反社会的行動命令の有効期間をどの程度の期間にするのかについても明確に決まっていないことについて問題視する意見がある。反社会的行動命令の申請がなされたうち、却下されたのがわずか3%に過ぎないことについても批判がある。

## 6 我が国への導入可能性

我が国において、反社会的行動命令の制度を採用し、本来、犯罪行為とまではいえない

11 Home Office, 2008, "Perceptions of anti-social behaviour : Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08", 3頁

12 <http://www.ipsos-mori.com/content/polls-05/public-concern-about-asb-and-support-for-asbos.ashx>

行為を反社会的行動として取り締まることについては、犯罪をいわば芽の段階で摘み取ることに伴い、犯罪予防という点において効果が上がる可能性はあると考える。しかし、英国における反社会的行動命令に対する批判意見と同じく、具体的にどのような行為が反社会的行動に当たるのかということについて、法律上明確に定義する必要があるのではないかと思料する。また、昔であれば地域社会で近隣の大人が子供に対して口頭で注意を与えることで済ませていたような行為を、反社会的行動命令を発するという法律上の手段で解決することについて、まず国民の間で議論をし、コンセンサスを得ることが必要であると考えられる。

### 第3節 多機関公衆保護協定 (MAPPA)

#### 1 MAPPA (多機関公衆保護協定) の設置<sup>13</sup>

MAPPA (Multi-Agency Public Protection Arrangements : 多機関公衆保護協定) は、性犯罪者と暴力犯罪者を監督するための法定の協定である。MAPPA は、それ自体が組織ではなく、機関が協力して法定の責任を果たし、公衆を保護するメカニズムである。

MAPPA の目的は、包括的な再犯危険性評価がなされることを確保し、関係機関の間で情報を共有することの利点を享受し、公衆を重大な加害行為から最もよく保護されるように、利用可能な資源を振り向けることである。

MAPPA では、警察、刑務所及びプロベーション・サービスを責任機関 (Responsible Authority, RA) としている。責任機関は、MAPPA が設立された地域において、MAPPA 対象犯罪者の危険性の評価と管理について義務と責任を有している。

2003年刑事司法法第325条により、地方社会福祉機関、保健機関、就労センター (Jobcentre Plus)、少年犯罪チーム、MAPPA 対象犯罪者が居住する住宅の登録家主、地方住宅局、地方教育当局及び電子監視機関が、責任機関に対する協力義務があると規定されている。また、各 MAPPA に2名の非常勤アドバイザー (Lay Advisor) が置かれている (326条)。

#### 2 MAPPA 対象犯罪者

2003年刑事司法法により、MAPPA が対象としている犯罪者は、次のとおりである<sup>14</sup>。

- ① カテゴリー1に属する犯罪者 (登録された性犯罪者)
- ② カテゴリー2に属する犯罪者 (12か月以上の拘禁刑に処せられた暴力犯罪者、カテゴリー1以外の性犯罪者、制限のある病院命令を受けた犯罪者)
- ③ カテゴリー3に属する犯罪者 (カテゴリー1及び2以外の危険な犯罪者)。

MAPPA 対象犯罪者数の推移は、**3-4-3-1表**のとおりである。

---

13 National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0", 8頁  
(<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

14 National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0", 14頁  
(<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

3-4-3-1表 MAPPA 対象犯罪者数の推移

(2003年度～2007年度)

カテゴリー	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
総数	39,492	44,592	47,588	48,443	50,210
登録性犯罪者 (カテゴリー1)	24,572	28,994	29,983	30,416	31,392
凶悪犯罪者等 (カテゴリー2)	12,754	12,662	14,292	14,895	16,249
その他の犯罪者 (カテゴリー3)	2,166	2,936	3,313	3,132	2,569

注 National Statistics for Multi-Agency Public Protection Arrangements, Annual Reports 07/08 (<http://www.syps.org.uk/publications/MAPPANationalFigures2008.pdf>)

### 3 MAPPA における情報共有

ViSOR (Violent Sex Offender Register) は、すべての MAPPA 対象犯罪者に関するデータベースとして構築されたものである。責任機関は、ViSOR における情報がすべての MAPPA 対象犯罪者を網羅し、ViSOR 全国基準 (ViSOR National Standards) を維持する義務を有している。ViSOR は、すべての警察機関にとって利用可能なものであるが、2008 年以降は、プロベーション及び刑務所が利用可能な機関として加わった<sup>15</sup>。

### 4 MAPPA 監督レベル<sup>16</sup>

MAPPA では、各ケースの監督レベルをレベル1からレベル3としている。この3つの異なるレベルは、最も効率的かつ効果的に再犯危険性を管理するために社会資源を投入することを可能にするものである。再犯危険性の程度と MAPPA 監督レベルには相関関係があるものの (再犯危険性の程度が高ければ高いほど MAPPA 監督レベルも高くなる)、再犯危険性の程度の高さは、そのまま MAPPA 監督レベルに直接結びつくものではない。例えば、再犯危険性の程度の高い事件のすべてについて、レベル2又はレベル3の MAPPA 監督レベルで管理する必要はなく、また、再犯危険性の程度が低いケースであっても、複雑で例外的な事情がある場合には (特に悪評が問題となっている事件)、レベル2又はレベル3の MAPPA 監督レベルで管理するのが適当な場合もある。

#### (1) レベル1

レベル1とは、犯罪者を監督している機関 (主として、プロベーション、警察、少年犯罪チーム) が、当該犯罪者の危険性をその機関単独で管理することが可能な事件で使用さ

15 National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0", 21頁 (<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

16 National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0", 43頁 (<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

れる監督レベルである。カテゴリ－1及びカテゴリ－2に属する犯罪者が対象となり、カテゴリ－3に属する犯罪者は対象とならない。MAPPA対象犯罪者の中では、レベル1で監督される者が最も多い。

## (2) レベル2

レベル2で監督する犯罪者は、次のとおりである。

- ① 後述する OASys (又は ASSET) による評価で重大な加害行為を行う危険性が「高い」と評価された者
- ② 加害の危険性を管理するために他の機関による積極的な関与及び介入が必要な者
- ③ 過去にレベル3で監督されたことがあるが、現在は再犯危険性の程度が減少している者。再犯危険性を多機関で管理しなければならない複雑性を有している者。レベル2のリスクマネジメント計画が確立している者

## (3) レベル3

レベル3は、責任機関と協力機関による積極的な会議と上級レベルの協働が必要な監督レベルである。事件をレベル3のMAPP会議(Multi-Agency Public Protection Meeting)に付託する際には基準があり、犯罪者が次のような特徴を示している場合などがそれに当たる。

- ① 後述する OASys (又は ASSET) による評価で重大な加害行為を行う危険性が「高い」又は「非常に高い」と評価された者
- ② 事件の複雑性又は尋常でない社会資源の関与を必要とするといった理由から上級レベルでの緊密な協働が必要な計画によってのみ監督が可能な加害の危険性を示している者
- ③ 加害の危険性が「高い」又は「非常に高い」とは評価されている者ではないが、メディアの興味を引き、一般の関心が高くなる可能性がある場合や刑事司法制度に対する公衆の信頼の確保が必要とされるような場合

## 5 MAPPA 協力機関<sup>17</sup>

MAPPA に対して協力する義務のある MAPPA 協力機関の職務内容については、次のとおりであるが、各機関の任務の詳細については、各地方で定められている。

### (1) 少年犯罪チーム (Youth Offending Team, YOT)

少年犯罪チーム (Youth Offending Team, YOT) は、1998年犯罪及び秩序違反法によって各地方自治体に設置が義務付けられたものである。少年犯罪チームにおいては、警察及

---

17 National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0", 93頁  
(<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

びプロベーションの職員が重要な役割を果たしており、これ自体が多機関パートナーシップである。

## (2) 就労センター (Jobcentre Plus)

就労センター (Jobcentre Plus) は、労働年金省 (Department for Work and Pensions) の執行機関である。就労センターの目的は、雇用の供給、求人を満たすこと及び就労年齢の者への援助である。

## (3) 地方児童サービス局 (Local Authority Children's Services Departments)

地方児童サービス局 (Local Authority Children's Services Departments) は、地方教育当局 (Local Education Authorities) の業務と児童に関する地方福祉当局 (Local Authority Social Services) の業務の両方をカバーしている。地方自治体は、児童が顕著な被害を現に受けているあるいは受けるおそれがある場合には、当該児童を保護しあるいは当該児童の福祉を促進するために必要な調査を行う義務を有している。地方安全保護児童委員会 (Local Safeguarding Children Board, LSCB) は、児童の安全保護と児童福祉の促進を目的として、地方自治体によって設立されたものである。教育当局、特に学校は、生徒に対し、通り魔被害に遭わないためのトレーニング・プログラムを行うことが可能であるなど、児童を保護するために重要な役割を果たし、MAPPA の業務を支援することが可能である。

## (4) 地方住宅局 (Local Housing Authorities)

地方住宅局 (Local Housing Authorities) は、犯罪者の帰住調整に関する業務とホームレスに対する長期宿泊の割り当てに関する業務を行っている。

## (5) 登録家主 (Registered Social Landlord, RSL)

登録家主 (Registered Social Landlord, RSL) は、住宅公団 (Housing Corporation) に登録された非営利家主 (social landlord) の法的名称である。すべての登録家主が MAPPA 対象者に宿泊施設を提供しているわけではないが、協力機関が MAPPA 対象者に宿泊施設の提供を考えるとときには、協力機関は登録家主にのみ依頼することになる。

## (6) 保健機関 (Health Bodies)

保健機関に従事する者も MAPPA に関与している。保健機関の中でも特に精神保健トラスト (Mental Health Trust) が、責任機関と最も頻繁に関係しているが、これは、MAPPA 対象者には精神疾患歴のある者が多いからである。MAPPA におけるこうした協力関係は、責任機関と臨床医の双方にとって利益のあるものである。なぜなら、犯罪者である患者の危険性についてのお互いの情報交換に寄与し、処遇上及び医療上の介入に対する貴重なヒントを与えてくれるからである。

## (7) 電子監視供給者 (Electronic Monitoring Provider)

電子監視供給者 (Electronic Monitoring Provider) は、高い再犯危険性を有する犯罪者を処遇する上での重要性を認められ、民間企業ではあるが、協力機関とされている。電

子監視供給者の業務のうち、電子監視に関する業務が大きな割合を占めているが、これは、MAPPA 対象者の中には、早い段階で電子監視に付される者がいるからである。電子監視供給者は、責任機関に対し、利用可能なテクノロジーに関する助言等を行っている。

## 第4節 犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ (CDRP)

### 1 CDRP の設立

CDRP (Crime and Disorder Reduction Partnership: 犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ)<sup>18</sup>とは、警察、地方自治体、消防、保健機関等の責任機関(responsible authority)が、地域の機関・組織と連携して、犯罪及び秩序違反(反社会的行動を含む。)並びに薬物乱用問題に取り組むための戦略を立案し実施するための組織である。CDRPは、1998年犯罪及び秩序違反法で法定化され、イングランド及びウェールズには、376のCDRPが存在する。同法は、責任機関に対し、地域の犯罪及び秩序違反の状況を調査し、地域の犯罪及び秩序違反減少のための3か年戦略の立案及び実施を義務付けている(6条)。

### 2 CDRP の活動内容の実例

次に、ノーズリー区のCDRPであるノーズリー安全パートナーシップ(Safer Knowsley Partnership)について調査する機会があったので、簡単に紹介する。ノーズリー安全パートナーシップの組織図は、3-4-4-1図のとおりである。

3-4-4-1図 ノーズリー安全パートナーシップ



注 Safer Knowsley Partnership “Crime and Disorder Reduction Plan 2008/2009”, 8頁による。

ノーズリー安全パートナーシップは1998年に設立され<sup>19</sup>、地方自治体だけでなく民間

18 ウェールズでは、CSP (Community Safety Partnership: 地域安全パートナーシップ) と呼ばれている。

19 設立当時の名称は、地域安全パートナーシップ (Community Safety Partnership) であった。

やボランティア団体の代表もメンバーとして加わっている。組織構成としては、社会貢献・安心部(Community Engagement/Reassurance Group)、物質乱用部(Substance Misuse Group)、犯罪者処遇部(Offender Management Group)、暴力犯罪部(Violent Crime Group)、利益追求犯罪部(Acquisitive Crime Group)、青少年部(Young People Group)となっている。

ノーズリー安全パートナーシップは、ノーズリー区を住民にとって安全な場所とする責務を負っており、犯罪、秩序違反及び反社会的行動の減少に取り組んでいるが、2007年11月までの8か月間に、犯罪が28%減少した実績があり、この数字は、イングランド北西部において2番目に高い実績である。

### 3 CDRPの今後の課題<sup>20</sup>

ダニエル・ギリング博士は、CDRPの問題点として、本来、広い範囲から関係機関がCDRPへ参画することが想定されているものの、実際には、責任機関のみが過重な負担を負い、その他の機関の貢献度が低い場合が多いことや、CDRPが協議及び参加の形で公衆と協調することが想定されているものの、実際には、公衆の参加がほとんど行われていない場合が多いことなどを挙げている。

### 4 我が国への導入可能性

CDRPの我が国への導入可能性を考える上で重要なことは、パートナーシップとは何かということについて関係機関の間でまず共通認識を持つ必要があるということである。ギリング博士によれば、パートナーシップの精神とは、相互依存(interdependence)であるという。同博士は、例えば、警察の側からは、自分たちだけでは犯罪のコントロールはできないという認識が必要であると述べている。また、パートナーシップを構築することが、自分の組織の従来確立された仕事のやり方に対する脅威(縄張り意識)と受け止められるおそれもあるので、犯罪を防止するためには従来組織の枠組みを超えた働き掛けが要請されているという共通認識を関係機関の間で持つ必要がある。

ギリング博士は、英国においては、中央政府がある特定の機関を責任機関として指定したため、他の機関は自らの責任を回避するようになり、いくつかのCDRPは、これらの機関からは、責任機関の所有物(property)とみなされるようになってしまったと述べている。したがって、CDRPの我が国への導入可能性を考える上で、英国のように責任機関を設けるべきかどうかについても検討する必要があるであろう。

我が国においても、多くの地方自治体において、犯罪予防等を目的として関係機関等が

---

20 ダニエル・ギリング「地域を基盤とした犯罪減少対策：犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ(協力体制)の状況」警察学論集第57巻4号(2004)28頁

参加する生活安全協議会等の設置などが既に行われているが、英国のCDRPは、犯罪対策として、より効果的な多機関連携体制を構築する上で、今後、大いに参考となるものと考ええる。

## 第5節 地域司法センター

### 1 北リバプール地域司法センターの設立

英国における地域司法センター（Community Justice Centre）は、現在までのところ、北リバプール地域司法センター（North Liverpool Community Justice Centre）のみである。同センターについて調査する機会があったので、以下に簡単に紹介する。

地域に根ざした司法（Community Justice）という概念が世界で最初に発達したのは、米国である。英国では、2003年3月に内務省が白書「尊敬と責任－反社会的行動への対処（Respect and Responsibility - Taking a Stand Against Anti-Social Behaviour）」を発行しているが、その前に、内務大臣が、ニューヨークのブルックリンにあるレッド・フック地域司法センター（Red Hook Community Justice Center）を訪問し、英国における地域司法センターの設立に深く関与するようになった。

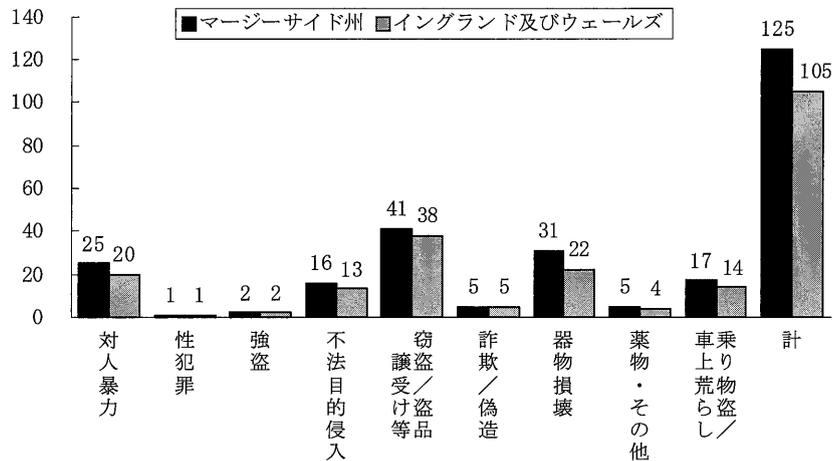
地域司法センターを設立するのにふさわしい候補地探しが始まり、候補地の基準として、貧困、犯罪件数、無断欠席・退学率、地域活動の各レベルが考慮された。

最初の地域司法センターを設立する場所として北リバプールが選定され、北リバプール地域司法センターとして2005年9月に開設した。この地域が最初の地域司法センターを設立する場所として選定された理由は、犯罪発生率が高いこと、共同体意識が強いこと、地域司法センターの理念が受け入れられることが期待されたことなどを理由とするものである。

2004年度のマージーサイド州（現在の北リバプール地域司法センターの管轄地域。マージーサイド州には、リバプール市、ノーズリー区、セフトン区、セント・ヘレンズ区及びウィラル区が含まれる。）における人口1,000人当たりの犯罪件数は、**3－4－5－1**図のとおりであり、イングランド及びウェールズの平均よりも犯罪件数が全般的に高いことが分かる。

3-4-5-1 図 人口1,000人当たりの犯罪件数

(2004年度)



注 1 Sian Llewellyn-Thomas and Gillian Prior, TNS, 2007, "North Liverpool Community Justice Centre - Surveys of local residents", 3頁による。

(<http://www.justice.gov.uk/docs/north-liverpool-full-report.pdf>)

2 データは、英国犯罪被害実態調査 (British Crime Survey 2004/2005)

## 2 北リバプール地域司法センターの目的

北リバプール地域司法センターの目的は、次のとおりである。

- ・犯罪及び反社会的行動を減少させる。
- ・市民の犯罪に対する恐怖心を減らし、刑事司法制度に対する信頼感を醸成する。
- ・社会内刑罰の内容に確実に従わせる程度を向上させる。
- ・刑事司法制度における被害者及び証人の満足度を向上させる。
- ・刑事司法制度における地域社会の参加を増大させる。
- ・逮捕してから判決が出るまでの期間を短縮する。

## 3 北リバプール地域司法センターの提供しているサービス

北リバプール地域司法センターは、地域をベースとした刑事裁判所である。同センターの設立に際し何らかの法改正等が行われたわけではなく、従来の法律の枠組みの中で運営が開始されている。

北リバプール地域司法センターでは、デイビッド・フレッチャー判事、刑事司法機関及び支援機関が、犯罪者の行動に内在する問題の解決のために協働している。同センターで働く職員の数約50人であるが、その内訳は、警察官、検察官、保護観察官、青少年犯罪部門職員、裁判所職員、犯罪被害者及び証人に対する慈善団体職員、住宅信託グループ職員、薬物・アルコール依存症に関する慈善団体職員、市民相談所職員、反社会的行動禁止

部職員等である。

北リバプール地域司法センターは、1か月に約190件（年間2,280件）の刑事事件を扱っている。その内訳は、成人事件が88%、少年事件が12%である。同センターは、成人事件のうち、重大な暴行、殺人、性犯罪については、対象から除外している。少年事件についても、成人事件と同様に、重大事件と性犯罪は除外している。少年事件では、薬物取引犯罪、公共秩序違反（public order offence）及び反社会的行動命令違反が多い。

北リバプール地域司法センターは、独自の問題解決型アプローチ（Problem Solving Approach）を採用し、犯罪者だけではなく、地域住民、犯罪被害者及び証人に対しても、秘密を保持した無料のサービスを提供している。この問題解決型アプローチの中心は、判決前におけるケースごとの問題解決ミーティングであり、法廷の隣の部屋で行われるものである。

判決前に、判事が必要であると判断した場合には、被告人の状況について評価するミーティングを判事が関係者へ要請する。このミーティングでは、通常、保護観察官あるいは青少年犯罪部門職員が議長となり、被告人及び被告人の代理人も出席する。このミーティングの目的は、薬物やアルコールの問題など、犯罪者の行動に影響を与えているものが何かを発見することにある。このミーティングで得られた知見は、判事にとっては、当該被告人を取り巻く状況の全体像を把握するのに役立ち、量刑の選択肢を考える上で参考となるものである。また、犯罪者にとっては、住居や負債などの問題の解決に必要な援助を得ることが可能であるなどの利点がある。

裁判所としての職務は、デイビッド・フレッチャー判事と裁判所職員が行っている。犯罪予防に関しては、マージーサイド警察の警察官が担い、被告人の護送、センター内の警備、令状の入手、言い渡された刑罰の条件違反（遵守事項違反など）に対する対応等も行っている。その他に、同センターでは、起訴については検察官、再犯減少については保護観察官、青少年犯罪者の犯罪防止については青少年犯罪部門職員が、それぞれ中心になって担当している。

犯罪被害者及び証人に対する慈善団体が、犯罪被害者と証人のために、秘密を保持した無料の支援を行っている。こうした支援は犯罪被害者や証人だけではなく、その家族や友人に対しても及んでいる。犯罪被害者に対する支援としては、警察・裁判所の手続や損害賠償・保険に関する情報提供などが行われている。証人に対する支援としては、裁判所の手続を事前に承知しておくために裁判所を事前に見学する機会を与えられることや、出廷時の介添人の提供などが行われている。

北リバプール地域司法センターでは、法律扶助委員会（Legal Services Commission, LSC）が北リバプール市民相談所（North Liverpool Citizens Advice Bureau）と契約して、センター内で相談業務を行っている。相談内容の中心は、借金問題や生活保護に関することであるが、家庭の問題、消費者問題、居住権問題、税金問題など広範な問題に対し

でも専門家によるサポートを提供している。

市の登録家主（registered social landlord）の一人であるリバプール住宅信託グループ（Liverpool Housing Trust Group）の代表者が、北リバプール地域司法センターにおいて、すべての北リバプール住民及び同センターの裁判所が扱っている被告人に対し、住宅に関するアドバイスをを行っている。

マージーサイドの2つの慈善団体が、北リバプール地域司法センターにおいて、薬物とアルコールの依存症の問題を抱える者に対する支援を行っており、この支援は、犯罪者だけでなく、その友人や家族にも及んでいる。

リバプール反社会的行動禁止部（Liverpool Anti-Social Behaviour Unit, LASBU）は、リバプール市議会によって運営されているものであるが、北リバプール地域司法センターにおいて、青少年部門や警察等の機関と協働して、反社会的行動に対し早期介入を行っており、反社会的行動命令の申請を行うことも可能である。また、リバプール反社会的行動禁止部は、市議会の環境サービス部と協働して、騒音公害、落書き、不法投棄の問題に取り組むなどのことも行っている。

#### 4 北リバプール地域司法センターの提供しているサービスの効果検証<sup>21</sup>

法務省は、TNS というリサーチ会社に委託して、北リバプール地域司法センターの運営が、犯罪、住民の犯罪に対する恐れ及び刑事司法制度に対する意見に、それぞれどのような影響を与えているか3つの時期に分けて調査した。この調査は、地域司法センターの運営が、次のような好影響を与えていると期待されたためである。

- ・住民の犯罪に対する恐れが減少し、地域で反社会的行動を経験する機会が減少する。
- ・刑事司法制度に関する知識が増え、刑事司法制度に対する信頼感が増す。
- ・証人として進んで法廷に出るなど、刑事司法制度へ参加する姿勢が増す。

調査対象は、北リバプール地域司法センターの管轄地域の住民である。調査する時期を3つに分け、第1期（2005年6月－7月）は1,407人、第2期（2006年5月－9月）は524人、第3期（2006年12月－2007年1月）は541人から、それぞれ聞き取り調査を実施した。その調査結果は、以下のとおりである。

まず、上記の第1期から第3期までを通じて、悪化した項目は次のとおりである。

- ・住民の感覚として、住んでいる地域及び環境が悪化した。
- ・過去2年間で犯罪が増加したと感じている人は、第1期の調査では49%、第2期は56%、第3期は61%と増加している。

---

21 Sian Llewellyn-Thomas and Gillian Prior, TNS, 2007, "North Liverpool Community Justice Centre -Surveys of local residents"  
(<http://www.justice.gov.uk/docs/north-liverpool-full-report.pdf>)

- ・犯罪の被害に遭ったと感じている人は、第1期の30%から第3期の37%へと増加した。
- ・刑事司法制度における証人の待遇が良いと感じている人は、第1期40%、第2期29%、第3期28%と低下し、低いレベルにとどまっている。
- ・刑事司法制度における反社会的行動及び生活の質に関する犯罪 (quality of life crime) への対処の仕方に満足している人は、第1期の37%から第3期の28%へと減少した。

第1期の2005年6月の調査時点において、北リバプール地域司法センターの管轄地域の住民で同センターの名前を聞いたことがあると答えた人は5分の1であったが、第3期の2006年12月においては32%と増加した。

各期で北リバプール地域司法センターのことを聞いたことがあると答えた人10人のうち約3人は、同センターのことをととてもよく知っていると答えている。第2期及び第3期の調査で同センターのことを聞いたことがあると答えた人のうち8%の人は、実際に同センターを訪れ、サービスを受けたことのある人であった。

市民相談所の存在や法的・財政的アドバイスを受けられるサービスなどが北リバプール地域司法センターで利用可能であることをもっと多くの人を知っていれば、利用者も増えるのではないかという兆候が見られた。

第2期及び第3期の調査で、北リバプール地域司法センターのことを聞いたことがあると答えた人に対し、同センターが生活の質に関する犯罪にインパクトを与えたか聞いたところ、約半分の人（第2期50%、第3期52%）が同センターは生活の質に関する犯罪に何らインパクトを与えていないと答えている。

北リバプール地域司法センターのことを聞いたことがないと答えた人及び第1期の調査対象者に対し、同センターの概要について手短かに説明した上で、同センターが生活の質に関する犯罪にインパクトを与えたか質問したところ、その結果は、第1期の50%の人が同センターは生活の質に関する犯罪を「少し」又は「かなり」減少させると思うと答えている。しかし、この比率は、第3期には44%へと減少した（この減少には「かなり」減少させると思うと答えた人の比率の減少が主に寄与している。）。

住民の大多数が、北リバプール地域司法センターは、犯罪要因に取り組む手段として従来のものよりも良い手段を提供し、地域社会が関与する良い機会を与えているとして、同センターの設立目的には肯定的な態度を取っている。

しかしながら、今のところ、北リバプール地域司法センターの活動が、刑事司法制度及び地域における犯罪へ良い影響を与えているという肯定的な調査結果は得られていない。それには、おそらく、まだ時間を要するものと考えられる。

北リバプール地域司法センターの管轄地域は、昔から犯罪等の問題を抱えている地域である。そのため、北リバプール地域司法センターが、短期間のうちに地域の犯罪と体感治安に影響を与えることは明らかに困難なことであり、また、地域社会から評価されるため

には時間のかかることであると考える。

## 5 北リバプール地域司法センターの今後の課題<sup>22</sup>

北リバプール地域司法センターのビル内には、関係機関の職員が常駐し業務を遂行しているが、職員が常駐していないような機関とも同センターは幅広くパートナーシップを結んでおり、関係機関の効率的な協働体制が不可欠となっている。同センターの運営開始当初は、パートナー機関で共有している情報の秘密性をどのように保持するかということが課題であったが、この問題については、関係機関の間で協定を結ぶことにより、おおよそ解決することができた。また、英国では、刑事司法機関内の単一のデータベースが存在せず、各機関が独自のシステムを使用しているため、同センター独自の統計を作成するときなどにおいて障害となっており、今後の課題となっている。

## 6 我が国への導入可能性

我が国への地域司法センターの導入可能性を検討する際に、まず考えなければならないことは、北リバプール地域司法センターの例にも見られるとおり、多数の関係機関がどのように連携していくかである。特に、犯罪者等に関する情報の秘密性を保持しつつ、情報の共有を関係機関の間で効率的に行うためのシステムをどのように構築するかなど検討しなければならない課題が多く残されている。

最も重要なことは、地域司法センターの導入が犯罪防止等に本当に効果があるか否かということである。同センターがモデルとした米国ニューヨーク市のレッド・フック地域司法センターについては、創設から10年弱で相当程度、地域の犯罪状況が改善されたとの報告が見られる。しかしながら、北リバプール地域司法センターについては、上記4のとおり、まだ犯罪減少効果があったなどの実証的な裏付けが得られていない段階にある。しかし、かつては連携も不十分な状態で個別に職務を遂行していた各種関係機関が、同センターにおいて連携を密にしながら、地域の総合的な犯罪予防・再犯防止を目指して職務を遂行しているところであり、我が国においても今後、その成り行きについて注目していく必要があるであろう。

22 北リバプール地域司法センターの職員からの聴取内容に基づく。

## 第6節 犯罪者処遇モデル

### 1 犯罪者処遇モデル (Offender Management Model) ができた経緯<sup>23</sup>

犯罪者処遇モデル (Offender Management Model) ができるに至った経緯については、以下のとおりである。

2003年、パトリック・カーター (Patrick Carter) は、政府の依頼により、イングランド及びウェールズの矯正サービスに関する大規模な調査を実施した。その調査結果は、「2003年矯正サービス再検討報告書－犯罪者処遇と犯罪減少 (2003 Report of the Correctional Services Review, *Managing Offenders, Reducing Crime*)」としてまとめられたが、この報告書は、カーター報告書 (Carter Report) とも呼ばれているものである。そして、「犯罪者処遇 (offender management)」という用語が、矯正サービスにおいて使用されるようになったのは、このカーター報告書を契機としている。

カーター報告書は、過去10年間の犯罪者処遇を振り返り、「現行制度そのものが、矯正局 (HM Prison Service) も全国プロベーション・サービス (National Probation Service) もともに依然として行政的な管理を中心に運営されている。つまり、犯罪者に焦点を当てたものとなっておらず、再犯減少のための制度となっていないのである。そして、最終的に犯罪者処遇に責任を持っている組織が一つもない。これが意味するところは、再犯減少の frontline に立っている組織がどこなのか明らかではないということである。」と述べている。

カーター報告書は、更に、個々の刑罰を超えた「一貫した犯罪者処遇 (end-to-end management of offenders)」のための戦略的なアプローチが必要であり、犯罪者処遇官 (Offender Manager) が、管区犯罪者処遇官 (Regional Offender Manager) の下で、施設内若しくは社会内において、犯罪者を一貫して処遇するべきであると主張している。

2004年1月、政府はこのカーター報告書を受けて「犯罪減少－生活の変化 (Reducing Crime-Changing Lives)」と題する文書を発表した。同文書において、当時の内務大臣は、カーター報告書が示した提言を全面的に支持することを明らかにした。

2004年6月、刑務所及びプロベーション担当相は、「一貫した犯罪者処遇」の概念を採り入れ、実践に移すことを発表した。

しかし、カーター報告書と「犯罪減少－生活の変化 (Reducing Crime-Changing Lives)」だけでは、新しい犯罪者処遇モデルを構築し、全国的な導入をするには不十分であった。その後、関連分野の研究成果、経験等も参考にしながら、犯罪者処遇モデルの内容を固めていき、犯罪者処遇モデルは段階的に実施されることとなったのである。

---

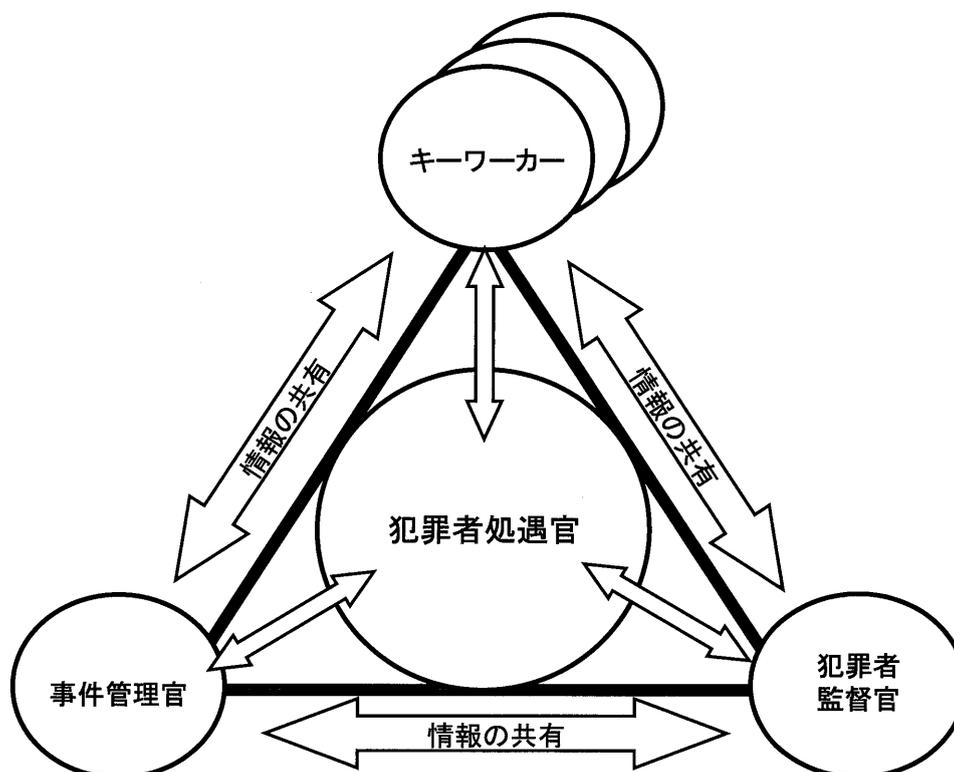
23 National Offender Management Service, 2006, "The NOMS Offender Management Model", 5頁

## 2 犯罪者処遇チーム (Offender Management Team)

犯罪者処遇は、一人の犯罪者に対し、異なる機関の異なる職員が、異なる処遇を展開するものである。

犯罪者処遇チーム (Offender Management Team) は、関係機関の職員から構成され、一人の犯罪者の一つの量刑計画を実行するために協働する職員のグループである。犯罪者処遇チームの役割とお互いの関係を図示したものが、次の3-4-6-1図である。

3-4-6-1図 犯罪者処遇チーム



注 National Offender Management Service, 2006, “The NOMS Offender Management Model”, 41頁による。

### (1) 犯罪者処遇官 (Offender Manager)

犯罪者処遇官 (Offender Manager) が、担当する犯罪者の矯正・保護のすべての処遇過程において責任を持っている。つまり、犯罪者処遇官は、担当する犯罪者の評価、量刑計画の策定及び実施に対する責任者である。

犯罪者処遇官は、犯罪者処遇チームのリーダーであり、チームの中心である。しかし、権威主義的な、あるいは、カリスマ的なリーダーではなく、協調的なリーダーシップを果たすことが期待されている。犯罪者処遇官は、介入を実行する職員、事件管理官及び犯罪者監督官と密接に協働する。

犯罪者処遇官は、犯罪者の静的再犯危険性と動的再犯危険性の評価、犯罪者の量刑計画の策定、犯罪者に対する介入方法の決定、犯罪者の量刑計画の達成状況の評価、状況変化

に対する量刑計画の調整を行う。犯罪者処遇官の職務内容は、**ASPIRE** という語で言い表せられている。

Assess (評価する)

Sentence Plan (量刑計画)

Implement (実行する)

Review (再検討する)

Evaluate (評価する)

犯罪者処遇官は、保護観察官の職務を基本とする。そのポストのグレードは固定されたものではない。

## (2) キーワーカー (Key Worker)

キーワーカーは、介入（犯罪者の行動を変容することを目的としたプログラム）を実行する。キーワーカーは、保護観察官又はパートナーシップ機関の職員が充てられることが想定されている。

## (3) 犯罪者監督官 (Offender Supervisor)

犯罪者監督官は、担当する犯罪者の日々の量刑計画の実施について責任を有している。犯罪者監督官は、保護観察官又は刑務所職員が充てられるのが基本である。ケースによっては、犯罪者処遇官が犯罪者監督官を兼任することもあり得る。そのポストのグレードは固定されたものではない。

## (4) 事件管理官 (Case Administrator)

事件管理官は、犯罪者処遇官に対し、行政的なサポートを行う。事件管理官は、犯罪者処遇チーム内部及び他のパートナーシップ機関との情報のやりとりが円滑に行われるようにし、犯罪者処遇チームの業務が円滑に進むために必要なその他の業務を行う。

## (5) その他

実際の犯罪者処遇チームの動きとして、注意しなければならないことがある。それは、職員が異なる犯罪者に対して犯罪者処遇チームの別の役割を担う場合があるということと、職員が同じ犯罪者に対して複数の役割を掛け持ちで行う場合もあるということである。

また、犯罪者処遇官が、同一の犯罪者を、可能な限り、最初から最後まで一貫して処遇するのが原則であるが、犯罪者処遇モデルは、すべてのケースにおいて、完全な処遇の一貫性を要求しているわけではない。例えば、犯罪者の再犯危険性が増大し、それに見合う処遇技術を犯罪者処遇官が有していないような場合には、もっと経験を積んでいる犯罪者処遇官にそのケースが付託されることもある。その他にも、犯罪者処遇官の病気、辞職、昇進など、犯罪者処遇官の交代がやむを得ない場合には、別の犯罪者処遇官に当該ケースの引継ぎがなされる。

### 3 犯罪者処遇の4つの方式

犯罪者処遇モデルにおける犯罪者処遇の方式は、3-4-6-2表のとおりである。

3-4-6-2表 犯罪者処遇の方式

方式	方式の内容	犯罪者処遇のアプローチ
処罰 (PUNISH)	品位, 保健, 安全, 市民権の保護に留意しながら, 刑の執行に必要な処置を執る。リスク要因を監視し, 資源を示す。	無介入。管理。計画。監督。資源を示すこと。
援助 (HELP)	動機付け。雇用, 宿泊設備, 生活技術など実際の援助の紹介。参加の奨励と援助。	介入。動機付け。激励。委託。支援。問題解決。
変化 (CHANGE)	犯罪者行動プログラム, 薬物・アルコール関連プログラム, 社会的技能育成プログラムなど, 個人の変化を達成するためのプログラムの実施。	介入。(通例は)専門家による処遇プログラムを補完する処遇。各種インプットの調整。しばしば「治療的」と呼ばれる。
統制 (CONTROL)	犯罪者の行動を統制・監督する集中的・多機関連携的・多面的プログラム。頻回犯罪者やMAPPA対象危険犯罪者などを対象とする。	介入。危険性管理。機関間の調整。高度のチームワーク。

注 National Offender Management Service, 2006, “The NOMS Offender Management Model”, 48頁による。

上記の4つの方式は、相互に排他的なものではなく、次のように段階的に適用される構造となっている。

第1段階 (Tier 1) = 処罰 (PUNISH)

第2段階 (Tier 2) = 処罰 (PUNISH) + 援助 (HELP)

第3段階 (Tier 3) = 処罰 (PUNISH) + 援助 (HELP) + 変化 (CHANGE)

第4段階 (Tier 4) = 処罰 (PUNISH) + 援助 (HELP) + 変化 (CHANGE)  
+ 統制 (CONTROL)

各段階で処遇される犯罪者の特徴は、次のとおりであり、第1段階から順に犯罪者の再犯危険性及び処遇困難性が高くなり、第4段階で最高となる。

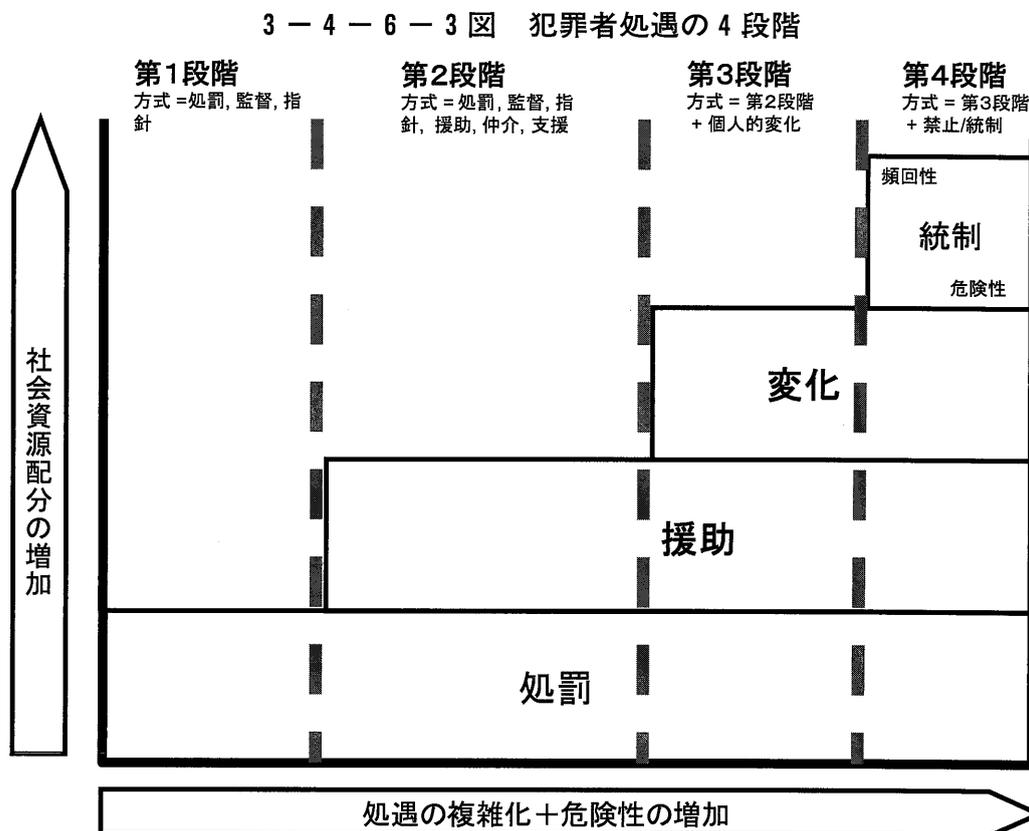
第1段階 (Tier 1) = 低・中程度の再犯危険性 (再犯危険要因の監督が処遇の中心)

第2段階 (Tier 2) = 低・中程度の再犯危険性 (実際の援助が処遇の中心)

第3段階 (Tier 3) = 中程度の再犯危険性 (人格的变化を目指すことが処遇の中心)

第4段階 (Tier 4) = 高度の再犯危険性 (高度の処遇技術を要する頻回犯罪者・固執性犯罪者など)

以上の関係を図で示したのが、次の3-4-6-3図である。



#### 4 犯罪者処遇モデルの4原則

犯罪者処遇モデルには、①一貫性 (Consistency)、②献身 (Commitment)、③定着及び強化 (Consolidation)、④継続性 (Continuity) という次の4つの原則がある。

- ① 犯罪者は、処遇の全過程を通じて一貫した処遇を受ける必要がある。
- ② 犯罪者は、職員が深く関与してくれていると感じる必要がある。
- ③ 犯罪者の新しい行動は、報いられ、それを今後の土台とする必要がある。
- ④ 犯罪者に対する処遇の継続性のみならず犯罪者との関係の継続性も必要である。

#### 5 犯罪者に関する情報システム

##### (1) OASys<sup>24</sup>

OASys (Offender Assessment System) は、英国の成人矯正施設において使用されて

24 OASys は18歳以上の犯罪者を対象としており、18歳未満の犯罪者に対しては ASSET が使用されている。

いる犯罪者の評価システムである。OASysは、犯罪者の再犯可能性及び重大な加害危険性を評価するためのツールとして発展してきた。OASysにより、犯罪者は、判決前の段階、社会内処遇の開始段階、施設内処遇の開始段階において評価されるほか、刑の執行期間中は定期的にOASysによる評価を受けている。これらの評価結果は、犯罪者の処遇等による変化を的確に把握し、犯罪者の効果的な処遇を行うために生かされることになる。

OASysは、次のことを行うことを目的としてつくられたものである。

- ① 犯罪者の再犯可能性の評価
- ② 犯罪に関連した問題性（犯罪者の基本的な人格特性・認知の偏りを含む。）の特定・分類
- ③ 他者に対する重大な加害危険性の評価
- ④ 加害危険性の管理の支援
- ⑤ 評価結果を処遇又は量刑計画に結び付けること
- ⑥ 専門家による評価を更に受ける必要性がないかを明らかにすること
- ⑦ 処遇期間中又は刑の執行期間中における犯罪者の変化の測定

OASysにおいては、犯罪歴、居住環境、教育、職業訓練、雇用適性、人間関係、薬物・アルコール乱用状況、精神的問題、思考・行動などの項目が系統的に分析され、実務家により犯罪者の再犯危険性が評価されている（その他にOASysには犯罪者が自己評価を行う部分もある。）。

## (2) NOMIS

NOMIS（National Offender Management Information System：全国犯罪者処遇情報システム）プログラムに関して、2008年1月に法務省が発表したところによると、次のとおりである<sup>25</sup>。

NOMISプログラムは、2004年6月に開始され、刑務所とプロベーション・サービスの両機関からアクセス可能な単一の犯罪者データベースの構築を目指していたが、当初の見積りよりもプログラムに要する費用が多くかかり、プログラムを継続するのに十分な予算のないことが判明したため停止されることとなった。矯正局は、現在の事件管理システム（LIDS）に取って代わるC-NOMISと呼ばれる新しいシステムを採用するが、プロベーション・サービスではC-NOMISを導入しない予定である。

## (3) その他

警察、プロベーション・サービス、裁判所などの各刑事司法機関で使用されているコンピューターシステムを統合しようという動きは見られるが、現在までのところ、その試みはうまくいっていない。また、プロベーション・サービスが作成した判決前調査報告書（pre-sentence report, PSR）は、裁判所へ電子的に提出されるのではなく、ハードコピー

25 <http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldhansrd/text/80108-wms0001.htm>

で提出されているのが実情であり、関係機関の間で電子化された情報を共有するまでには至っていない。

## 6 我が国への導入可能性

犯罪者処遇モデルは、一貫した犯罪者処遇ということで、一人の犯罪者に対し、多くの機関の職員がかかわっていくシステムとなっている。そのため、我が国における矯正・保護の両機関の職員数の現状においては、実施は非常に困難であるものの、両機関の連携を犯罪者処遇モデルという形で制度的に組み込んだ点は参考になる。

また、犯罪者に関する情報システムに関して、OASysは記入項目が多く、作成すること自体に非常に時間を要するという問題点はあるものの、犯罪者に対する詳細なデータを時系列的に関係機関が電子的に共有し、継続的処遇の見地から一貫した処遇の実施に役立っている点など、我が国の実務にとって参考になる点が多い。

## 第7節 頻回犯罪者（PPO）プログラム

### 1 頻回犯罪者（Prolific and other Priority Offender, PPO）

2001年に実施された内務省の調査結果によると、イングランド及びウェールズにおいては、全犯罪のおよそ半分は約100万人いる犯罪者の中の約10万人（10%）の犯罪者によって引き起こされていることが判明した。換言すれば、ごく少数の犯罪者が犯罪件数全体に大きな貢献をしていることになる。そして、このグループの中で最も活発な5,000人の犯罪者（0.5%）が、全犯罪の9%を引き起こしていると推定されており（2001年内務省資料による。）、この犯罪者のグループを頻回犯罪者（Prolific and other Priority Offender, PPO）と呼んでいる。

### 2 頻回犯罪者プログラム（Prolific and other Priority Offender Programme, PPO Programme）

2004年3月、英国首相は、頻回犯罪者プログラム（Prolific and other Priority Offender Programme, PPO Programme）を発表し、同プログラムは、同年9月6日から全国的に実施された。

頻回犯罪者プログラムは、数は少ないものの非常に活発な犯罪者及び問題性の高い犯罪者に焦点を絞り、一貫した処遇を実現するものである。同プログラムは、犯罪者が、犯罪行為をやめて更生プログラムを受けるか、あるいは、犯罪行為の結果、速やかに逮捕され、刑罰を受ける道を選ぶかという選択肢を犯罪者に与えるものである。

頻回犯罪者プログラムにおいては、犯罪行為を頻発し、頑迷なまでに反社会的で、地域社会に大きな脅威を与えていると思われる犯罪者の認定を地方で行っている。CDRP（犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ）又はCSP（地域安全パートナーシップ）<sup>26</sup>が頻回犯罪者を認定し、地方の一連のプログラムや手続等との調整を行いつつ、頻回犯罪者プログラム計画を実施している。頻回犯罪者の認定は法的なものではないので、頻回犯罪者と思われる者は、当該犯罪者が刑事司法システムのどの段階にしようとも、頻回犯罪者プログラム計画の対象とすることが可能である。

頻回犯罪者プログラムを補完する3つの構成要素は、次のとおりである。

#### ① 防止と抑止（Prevent and Deter, P&D）

若者が犯罪行為に手を染めることを防止し、将来、頻回犯罪者になることを抑止する。

#### ② 逮捕と有罪判決（Catch and Convict, C&C）

頻回犯罪者が犯罪行為を継続する場合には、逮捕し、裁判所へ速やかに差し戻して、

26 CDRP 及び CSP については、第4節を参照のこと。

有罪判決を下すことにより、頻回犯罪者の犯罪行為を防止する。

### ③ 更生と帰住調整 (Rehabilitate and Resettle, R&R)

関係機関と緊密に協働し、出所後も継続的に支援することを通じて、施設内処遇を受けている頻回犯罪者又は社会内処遇を受けている頻回犯罪者を更生させる。

## 3 JTrack

JTrack は、情報の保護が行き届いた安全なネットワークである刑事司法エクストラネット (Criminal Justice Extranet, CJX) 上のウェブ・アプリケーションである。JTrack を使用することにより、2,500名を超える警察及び検察の職員が、頻回犯罪者の逮捕から事件管理の終了に至るまでの情報を継続して入手することができる。

## 4 頻回犯罪者プログラムの事例

内務省のオンラインレポート<sup>27</sup>に掲載されていた頻回犯罪者プログラムの事例を以下に紹介するが、同プログラムの構成要素である C&C 及び R&R が適用された成功事例である。

### 事例 1

これは、17歳の少年が、帰るべき家もなく、身に着けている以外の服もなく、金もなく、食べ物もなく、何ら頼るべき手段のない状態で刑務所から出所した事例である。彼は、18歳の誕生日を2週間後に控え、全く頼るべきもののない状態で出所した。

彼は、頻回犯罪者であったため、すべての関係機関が協力し、総力を結集した。出所後、彼は、青少年犯罪部門の職員に迎えられ、同職員によりコネクションズ・サービス (Connexions Service) と給付庁 (Benefits Agency) へ連れて行かれた。これらの庁への事前予約は、すべて我々によりなされたものである。我々は、彼の住むところを確保し、彼は小さなアパートに住むこととなった。彼は、頻回犯罪者プログラムの関係機関の職員のサポートを受け、我々は彼に食物の包みを渡し、少しばかりの援助を行った。我々は集中的に彼の社会復帰の手助けをした。

彼が地域社会に戻ってから既に6か月経過しているが、いまだに再犯をしていない状態が続いている。先週、彼は就職のための採用面接を受けてきた (警察職員の語った事例)。

27 Home Office, 2007, "An impact assessment of the Prolific and other Priority Offender programme", 13頁

(<http://www.crimereduction.gov.uk/ppo/rdsolr0807.pdf>)

**事例 2**

これは、再犯を予告して出所した男性の事例である。彼は、人種差別主義者であるとともに、女性を甚だしく敵視しており、基本的に人間嫌いであった。我々は、再犯を予告している彼の出所日が近づいたため、どのように対処すべきか検討した。

我々は彼をミーティングの場へと連れて行き、他の機関の職員とも話をした。少年犯罪チームとプロベーション・サービスの職員は、刑務所で彼に面会したことがあり、彼のことを既に知っていた。我々は座って彼に話し掛け、頻回犯罪者プログラム計画について説明した。すると、彼は、「そのプログラムは受けるが、犯罪はまたやるよ。それがおれさ。」と言った。それで、我々は彼を頻回犯罪者に指定して監視下に置き、そして彼は出所した。出所後も監視下に置かれていた彼は、出所して2日後に、再び罪を犯して逮捕され、刑務所へと再び戻っていった（警察職員の語った事例）。

**5 頻回犯罪者プログラムの効果**

内務省は、頻回犯罪者プログラムは、次の実証データに示すとおり、現在までのところ、非常に効果的であると発表している<sup>28</sup>。

- ・プログラム実施17か月後、7,800人の頻回犯罪者の有罪判決率が62%にまで減少した。
- ・プログラム開始12か月後、頻回犯罪者1人当たりの再犯率が平均で24%減少した。
- ・プログラム開始12か月後、頻回犯罪者の犯罪実行日から判決日までの期間が顕著に減少した。
- ・大部分の頻回犯罪者の主張するところによれば、頻回犯罪者プログラム計画の対象となってから、犯罪行為そのものを全くやめてしまったか、あるいは、その数を減らすことができた。

**6 我が国への導入可能性**

頻回犯罪者プログラムの発想の根底には、限りある予算・職員をどのように効率的に使用すれば犯罪の全体件数を最大限減少させていくことができるかという強い費用便益分析の意識が根底にあるのではないかと思われるが、今後の我が国の実務の在り方を考える上で大いに参考になるものとする。

28 Home Office, 2007, "Understanding the Prolific and other Priority Offender Programme" ([http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/PPO\\_leaflet.pdf](http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/PPO_leaflet.pdf))

## 第8節 薬物介入プログラム

### 1 薬物介入プログラム (Drug Interventions Programme, DIP)

薬物介入プログラムは、薬物と犯罪減少に取り組む政府の戦略の重要な一部である。同プログラムは効果を上げており、同プログラムがスタートしてから薬物関連犯罪が4分の1以上減少している。多くの薬物乱用者が、同プログラムにより、支援されてきた。

薬物介入プログラムは、2003年に導入され、年を追って、新しい要素を段階的に取り入れてきた。同プログラムは、成人の薬物乱用犯罪者が犯罪行為をやめて、処遇プログラムの中に入り、支援を受けることを目的としたものである。

### 2 薬物介入プログラムにおける介入

薬物介入プログラムにおける介入は、犯罪者を刑事司法制度における様々な段階で行われるものである。それは新しい介入の仕方を発展させただけでなく、従来からある介入の方法をも組み合わせたものであり、一貫した支援システムである。

#### (1) 刑事司法統合チーム (Criminal Justice Integrated Team, CJIT)

刑事司法統合チーム (Criminal Justice Integrated Team, CJIT) は、薬物乱用者に対し統合されたプログラムと支援を提供できるように関係機関の調整等を行っている。薬物アクションチーム (Drug Action Team, DAT) は、刑事司法統合チームを監督しており、薬物乱用者の支援のための24時間の電話サービスを設けている。刑事司法統合チームが下した評価は、裁判官が保釈の許否の決定及び判決を行う際に考慮される。

#### (2) 条件付警告 (Conditional Cautioning)

条件付警告 (Conditional Cautioning) は、対象としている犯罪者に対する警察の警告に処遇の条件を付けることにより、刑事司法制度の早期の段階において薬物乱用をしている犯罪者の発見を容易にするものである。上記条件を破った犯罪者は起訴されることになる。条件付警告は、軽微な犯罪を犯した者や犯罪傾向の進んでいない犯罪者に対し早期介入し、薬物介入プログラムの範囲を広げるので、条件付警告を幅広く使用することが積極的に推進されている。

#### (3) 薬物検査 (Drug Testing)

薬物検査 (Drug Testing) は、薬物介入プログラムの集中地域において、特定の引き金犯罪 (trigger offence)<sup>29</sup>により逮捕された成人に対し、警察が、ヘロイン、クラック及びコカインの薬物検査を行うものである。これは、刑事司法プロセスの早期の段階で薬物乱

29 引き金犯罪 (trigger offence) とは、薬物乱用 (特にヘロイン、クラック及びコカインの乱用) との強いつながりを従来から示してきた犯罪をいい、窃盗、強盗、不法目的侵入、詐欺などの犯罪をいう。

用犯罪者を発見するために行われるものである。

#### (4) 必要的再犯危険性評価 (Required Assessment)

必要的再犯危険性評価 (Required Assessment) は、薬物検査の結果が陽性であった者に対し行われる。必要的再犯危険性評価を受けることを拒否することは、犯罪とみなされる。犯罪者の薬物乱用に関する情報は、たとえ彼らが有罪にならなくとも、彼らの動的再犯危険性を発見しかつサポートを提供する機会を与えることになる。彼らが起訴された場合には、薬物乱用の情報は、保釈の許否の決定及び判決を下す際の有用な情報となる。

#### (5) 保釈制限 (Restriction on Bail, RoB)

保釈制限 (Restriction on Bail, RoB) は、特定の A 級薬物に関する薬物検査の結果が陽性であった成人の被告人の保釈、薬物犯罪の嫌疑のある成人の被告人の保釈、薬物乱用に関連した犯罪行為をしたと思われる成人の被告人の保釈に対し、それぞれ適用されるものである。保釈制限は、2006年以降、イングランド及びウェールズにおいて段階的に導入されてきた。保釈制限は、処遇を受ける動機付けとなっており、保釈中の犯罪を減少させるという目的で、特定の薬物（ヘロイン、クラック、コカイン）の使用に係る犯罪 — これらの犯罪は利益追求犯罪 (acquisitive crime) と最も密接にかかわりがあることが示されている — の嫌疑のある被告人を対象としてきたのである。

#### (6) 処遇関連社会内刑罰 (Treatment-related Community Sentencing)

処遇関連社会内刑罰 (Treatment-related Community Sentencing) は、社会内刑罰における薬物更生条件 (Drug Rehabilitation Requirement, DRR) を通じて主に実施されてきたものである。処遇関連社会内刑罰は、成人犯罪者に対する社会内刑罰における主要な薬物介入の手段である。薬物更生条件は（社会内か施設内のいずれかの）処遇と定期的な薬物検査をその内容としている。多くの事例において、このような命令は、12週間以上、処遇を受けさせることに成功してきた。そして、それは、多くの薬物乱用者にとって薬物に無縁な生活に向かった真の更生のための重要な一里塚であるとみなされている。全国プロベーション・サービスもまた、薬物犯罪に対応した特別の認可プログラムを有している。これらのプログラムは、社会内命令のプログラム条件として、薬物更生条件に加えて、中程度から高程度の刑罰の層において一般的に使用されている。

#### (7) CARAT (Counselling, Assessment, Referral, Advice and Throughcare)

CARAT とは、カウンセリング (Counselling)、評価 (Assessment)、治療委託 (Referral)、助言 (Advice) 及び継続的処遇 (Throughcare) の頭文字を取ったものであるが、すべての刑務所に置かれている薬物サービスである。CARAT チームは、矯正局の薬物戦略の一つとして導入されたものである。

受刑者は、CARAT チームによって評価された後に、薬物乱用に関する助言を受けて、本人にとってふさわしい薬物サービス機関に付託される。CARAT チームは、薬物の乱用をやめたい受刑者に対して、カウンセリングを実施したり、グループワークを実施したり

している。

CARAT チームは、薬物による害を減少し、釈放後の処遇を確実に受けられるようにするために、専門的な助言と支援を行う。CARAT チームは、刑務所における薬物介入プログラムをリードし、犯罪者が社会復帰していく際に時宜にかなった保護を継続して受けられるようにするために必要な調整を行う。CARAT チームは、犯罪者の刑期の執行中、特に釈放計画の準備をする際において、地元の刑事司法統合チームと密接に連携し、犯罪者の社会復帰を支援している。

### 3 薬物介入プログラムの効果<sup>30</sup>

薬物介入プログラムの始まった2003年以降、利益追求犯罪（薬物関連犯罪が相当数を占める）の全国認知件数が28%減少した。

内務省の調査結果によれば、7,727人のコーホートのうち再犯をした者は、薬物介入プログラムの後では26%低かった。また、拘禁されている間に同プログラムを受けたことのある薬物乱用者の約半分の者が、その後6か月以内において約79%犯罪が減少した。

### 4 薬物介入プログラムの課題

2005年薬物法（Drugs Act 2005）によって導入された薬物検査と必要的再犯危険性評価に対しては、反対する声がある。

薬物検査については、これを強制することは1998年人権法（Human Rights Act 1998）第8条に違反しているとの批判があり、また、薬物を使用していない被告人が薬物検査において誤って陽性反応が出てしまった場合には、次のステップである必要的再犯危険性評価を強制することになりかねないと批判する者もいる。

必要的再犯危険性評価については、この強制的な依存症治療プログラムの倫理性と効果に疑問を呈する者がいる。

---

30 Home Office, 2008, “The Drug Interventions Programme”  
(<http://drugs.homeoffice.gov.uk/publication-search/dip/dip-generic-leaflet>)

## 第9節 性犯罪者処遇プログラム

### 1 刑務所における性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Programme, SOTP)<sup>31</sup>

刑務所における性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Programme, SOTP)は、イングランド及びウェールズにおいて25の刑務所において実施されている。このプログラムは6種類あり、性犯罪又は性的要素のある犯罪を犯した男性向けプログラムである。彼らは、刑務所において、このコースを終了するための十分な時間が必要である。グループは、8人ないし9人の受刑者及び3人の訓練された進行役で構成される。セッションは、およそ2時間ないし2時間30分である。

#### (1) 標準プログラム (Core Programme)

標準プログラム (Core Programme)は90セッションあり、1週間につき3ないし5セッションで約6か月間行われる。同プログラムは、次の3つが重要な柱となっている。

- ・受講生は自身の犯罪について話をし、犯罪要因について考える。
- ・被害者の視点から自身の犯罪を理解できるように手助けする。
- ・犯罪をしないで成功した生活を送れるような計画を立てる。

#### (2) 適応プログラム (Adapted Programme)

適応プログラム (Adapted Programme)は89セッションあり、1週間につき3ないし4セッションで6か月ないし8か月間行われる。同プログラムは、標準プログラムについていく言語・読み書き能力のない男性に最も適している。プログラムの内容は、標準プログラムにとっても類似しており、次の内容を含んでいる。

- ・性に関する知識を増加する。
- ・犯罪を説明し、犯罪要因を説明する。
- ・犯罪をしないで成功した生活を送れるような計画を立てる。

このプログラムは、標準プログラムについていくのが難しい受刑者のために特別につくられたコースである。標準プログラムと同じ領域をカバーし、同じ目的を有している。学校教育を余り受けたことのない者や学習のための特殊な学校に通った経験のある者に対して適したコースであるといえる。アカデミックな様式に基づいたコースではなく、グループのメンバーが読み書きできることを前提としていない。犯罪を犯した理由を理解するのを助ける様式を使用している。それは、犯罪を犯すことのない将来の計画を立て、より良い生活を送る準備をすることを助けてくれるものである。

31 以下に記載する刑務所における性犯罪者処遇プログラムの内容については、ウォンズワース刑務所 (HMP Wandsworth) で入手した資料 (Wanno Media Centre, 2006, "Groupwork -The Real Story") にすべて基づいている。

このプログラムの進行役は、特別に選抜され、特別の訓練コースを受講した者である。

### (3) 拡張プログラム (Extended Programme)

拡張プログラム(Extended Programme)は70セッションあり、1週間につき4セッションで6か月間行われるものである。同プログラムは、標準プログラムを終了した男性で、次の事項につき更に行う必要のある者に対し、実施される。

- ・犯罪と日常生活に関係のある思考様式について学ぶ。
- ・感情を統制する。
- ・人間関係の技術を発達させる。
- ・犯罪のない生活を送る計画を立てることを継続する。

### (4) ローリング・プログラム (Rolling Programme)

ローリング・プログラム (Rolling Programme) は、標準プログラムと同じ領域をカバーしているが、各人の必要性に応じてそれぞれ期間も異なる男性用プログラムである。平均的な期間は、1週間につき3ないし5セッションで、3か月ないし4か月間行われる。ローリング・プログラムは、再犯危険性が低い男性、又は、更にプログラムを追加で受けてみたい男性に使用される傾向にある。

### (5) 釈放前プログラム (Better Lives Booster Programme)

釈放前プログラム (Better Lives Booster Programme) は、密度の低いプログラムと密度の高いプログラムの2種類がある。

密度の低いプログラムの方は、1週間につき1セッション行われる。受刑の初期段階において、標準プログラム、拡張プログラム又は適応プログラムを終了した男性を対象としているが、更に補習が必要な男性も対象としている。

密度の高いプログラムの方は、1週間につき3セッション行われ、釈放が近い男性を対象としている。

両方のプログラムは、どちらも、受講者が初期の段階で学んだ事項を復習することと釈放の準備をすることを手助けしている。このコースは32セッションであるが、適応プログラム対象者用のものは更に回数が多くなる。

### (6) 性的機能健全化プログラム (Healthy Sexual Functioning Programme)

性的機能健全化プログラム (Healthy Sexual Functioning Programme) は、グループワークではなく、訓練及び経験を積んだ職員と受刑者が1対1で行うものである。1週間につき1セッションの頻度で、12セッションから20セッション行われる。同プログラムは、性的興味に関連した犯罪を行った男性を対象としている。

性的機能健全化プログラムは、男性の健全なセクシュアリティを発展させることを目的としている。同プログラムでは、健全な性的行為及び健全な性的思考が現実にとどのようなものであるかといったことを教え、対人能力を向上させることを目指している。また、望ましくない性的思考・性的妄想を認識し、それをコントロールする方法についても学ぶ

セッションがある。

## 2 プロベーション・サービスにおける性犯罪者処遇プログラム

### (1) 社会内における性犯罪者グループワークプログラム (Community Sex Offender Groupwork Programme, C-SOGP)<sup>32</sup>

社会内における性犯罪者グループワークプログラム (Community Sex Offender Groupwork Programme, C-SOGP) は、性犯罪で有罪判決を受けた21歳以上の男性犯罪者のためのプログラムである。これは、内務省によって正式に認可された認知行動プログラムである。同プログラムは、日中だけでなく夜間にも実施される。同プログラムの指導者は、職員の中から選抜され、集中的に研修を受けた者であり、定期的に外部機関の監査を受けている。同プログラムは、犯罪に対する自制心、考え方、感じ方及び行動に関する洞察力を養うことを目指している。

受講者は、まず導入プログラム (induction programme) を受講する。導入プログラムでは、週1回半日のセッションが10週間 (合計50時間) 行われる。その後、処遇プログラム (treatment programme) 又は再発防止プログラム (relapse prevention programme) への受講を義務付けられる。

処遇プログラムは、週1回半日のセッションで190時間行われる。処遇プログラムでは、認知の歪み、恋愛関係、愛情のスタイル、犯罪被害者に対する共感などを学び、宿題も課される。

再発防止プログラムは、再犯危険性が低いと評価された者又は逸脱の程度が低いと評価された者並びに刑務所におけるプログラムを完全に終了することができた者を対象とし、65時間行われる。

### (2) テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラム (Thames Valley Sex Offender Groupwork Programme, TV-SOGP)<sup>33</sup>

テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラム (Thames Valley Sex Offender Groupwork Programme, TV-SOGP) は、プロベーション・サービスによって運営されるグループワークプログラムであり、あらゆる種類の性犯罪 (非接触型の性犯罪も含む。) で有罪判決を受けた男性犯罪者を対象としている。

テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラムの目的は、次のとおりである。

- ・自らの行動が被害者に与えた影響に関する自覚を高める。

32 National Probation Service London, 2005, "Community Sex Offender Groupwork Programme (C-SOGP) -Information for Sentencers"

(<http://www.london-probation.org.uk/docs/C-SGOP.doc>)

33 [http://www.thamesvalleyprobation.gov.uk/sentenced/prog\\_sog.html](http://www.thamesvalleyprobation.gov.uk/sentenced/prog_sog.html)

- ・自らの犯罪行為の否定に直面し、過去の行動について全責任を負う。
- ・自らの思考パターン又は行動を中断する方法を習い、虐待のない生活を送る能力を高める。
- ・今まで犯罪行動へとつながっていた自らの物の見方及び感じ方に気づく。
- ・将来の性犯罪の再犯危険性を減少する。

テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラムは、次の4つのブロックに分けられるが、どのブロックを実施するかは、心理測定をしてから決める。

- ・基礎づくり (Foundation) ブロックー午前9時から午後5時までの2週間
- ・被害者共感 (Victim Empathy) ブロックー1週間2回の割合で4週間
- ・生活技能 (Life Skill) ブロックー1週間1回の割合で10週間実施
- ・再発防止 (Relapse Prevention) ブロックー1週間1回の割合で24週間実施

### (3) ノーサンブリア性犯罪者グループワークプログラム (Northumbria Sex Offender Groupwork Programme, N-SOGP)

ノーサンブリア性犯罪者グループワークプログラム (Northumbria Sex Offender Groupwork Programme, N-SOGP) は、公衆に対する危険性を有する性犯罪に取り組む処遇プログラムであり、犯罪者が自制心を身に付け、自らの行動パターンを変化し、再犯危険性を減少させるために必要な援助を行っている。同プログラムに参加するためには、犯罪者は自らが変化することへの意欲を示さなければならない。

ノーサンブリア性犯罪者グループワークプログラムの目的は、自らの態度と行動を変化させることができるようにするために、自制心のメカニズムを教えることにある。同プログラムは、18歳以上の男性を対象としているが、非接触型の性犯罪者もその対象に含めている<sup>34</sup>。

再犯危険性が高い者又は高逸脱者であると評価された者に対しては、36時間の再発防止プログラム (Relapse Prevention Programme) の後で、144時間のコア・プログラム (Core Programme) を受講させる (合計180時間)。再犯危険性が低い者又は低逸脱者であると評価された者に対しては、再発防止モジュール (Relapse Prevention Module) の後で、犯罪者処遇官の指導下に行う個人的なワークを通常実施する。セッションは、通常昼間に3.5時間行うが、夜間のセッションを1週間に2回実施することも可能である<sup>35</sup>。

34 <http://www.northumbria-probation.co.uk/working/communitysentences/nsogp.html>

35 National Offender Management Service, 2005, "Interventions -A Guide to Interventions in the National Probation Service"

(<http://www.probation2000.com/documents/A%20Guide%20to%20Interventions%20in%20the%20NPS.pdf>)

## おわりに

英国での各出張先で再犯要因となり得るものとしてどのようなものが考えられるか意見を聞いたところ、どの関係機関の職員もほぼ一様に、犯罪者自身がそもそも再犯しないという確固たる決意を持っていないこと、貧困、低収入、住居不安定、無職、家族等とのつながりの欠如、反社会的態度・行動、薬物・アルコール乱用、認知の歪み、思考の偏り等が再犯要因であると指摘し、我が国において再犯要因として通常考えられているものとはほぼ同様な要因を挙げる職員が多かった。

ただ、再犯防止のための取組を我が国の実務の実情と比較してみると、英国の近年の取組は、我が国の実務にとって今後十分に参考となるものであると考える。

まず、英国では、1998年犯罪及び秩序違反法により、犯罪及び秩序違反に関する基本計画に関する規定を置き、地方レベルの各機関に対し、犯罪等の削減のための基本計画の策定と実施を義務付けている。CDRP(犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ)は、同法により法定化されたものであり、イングランド及びウェールズには、現在376のCDRPが存在する。今回、筆者らはノーズリーのCDRPやリバプールの地域司法センターを訪問したが、多機関が連携して再犯防止に取り組んでいる様子を見ることができた。その他にも、言うまでもなく、MAPPA(多機関公衆保護協定)は英国における多機関連携の著名な典型例であり、犯罪者処遇モデルは、矯正と保護の一貫した処遇を制度として実現している。

英国では、刑事司法機関がばらばらに犯罪防止に取り組むのではなく、多機関による連携が必要であるとの認識の下で、多機関連携が相当程度進んでおり、我が国の実務の在り方を今後考える上で大いに参考となるものである。

更に、英国では、犯罪を犯した段階になるまで待つて対応するのではなく、より早期の段階で効果的に介入し、犯罪発生後の対応に多くの社会資源を投入しなくても済むような政策が採用されている。例えば、反社会的行動命令により犯罪をいわば芽のうちに摘み取るといった犯罪対策の予防へのシフトが行われている。

また、絶対数は少ないものの犯罪を多数回繰り返している犯罪者のグループを頻回犯罪者として指定し、特別な処遇の対象とする頻回犯罪者プログラムが行われている。

こうした施策が採られている背景には、限りある予算・職員をどのように効率的に使用すれば犯罪の全体件数を最大限減少させていくことができるかという強い費用便益分析の意識が根底にあるのではないかと考えられるが、今後の我が国の実務の在り方を考える上で大いに参考となるものである。

## ◆参考文献

ダニエル・ギリング「日英犯罪減少対策フォーラム「地域を基盤とした犯罪減少対策～英国の少年犯罪対策を参考に」の概要について」(2004年、警察学論集第57巻第4号、警察大学校編集)。

Home Office, 2003, "A Guide to Anti-Social Behaviour Orders and Acceptable Behaviour Contracts."

(<http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/asbos/asbos9.pdf>)

Home Office, 2007a, "An impact assessment of the Prolific and other Priority Offender programme."

(<http://www.crimereduction.gov.uk/ppo/rdsolr0807.pdf>)

Home Office, 2007b, "Understanding the Prolific and other Priority Offender Programme."

([http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/PPO\\_leaflet.pdf](http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/PPO_leaflet.pdf))

Home Office, 2008a, "Crime in England and Wales 2007/08."

(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb0708.pdf>)

Home Office, 2008b, "JTrack -Tracking PPOs."

(<http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/jtrack01.htm>)

Home Office, 2008c, "Perceptions of anti-social behaviour : Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08."

(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb1508.pdf>)

Home Office, 2008d, "The Drug Interventions Programme."

(<http://drugs.homeoffice.gov.uk/publication-search/dip/dip-generic-leaflet>)

Ministry of Justice, 2008a, "Criminal Statistics : England and Wales 2007."

(<http://www.justice.gov.uk/docs/crim-stats-2007-tag.pdf>)

Ministry of Justice, 2008b, "Sentencing Statistics, 2007, England and Wales."

(<http://www.justice.gov.uk/docs/sentencing-statistics-2007.pdf>)

National Offender Management Service, 2005, "Interventions -A Guide to Interventions in the National Probation Service."

(<http://www.probation2000.com/documents/A%20Guide%20to%20Interventions%20in%20the%20NPS.pdf>)

National Offender Management Service, 2006, "The NOMS Offender Management Model."

National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0."

(<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

National Probation Service London, 2005, "Community Sex Offender Groupwork Programme (C-SOGP) -Information for Sentencers."

(<http://www.london-probation.org.uk/docs/C-SGOP.doc>)

National Probation Service, 2008, "National Statistics for Multi-Agency Public Protection Arrangements, Annual Reports 07/08."

(<http://www.syops.org.uk/publications/MAPPANationalFigures2008.pdf>)

Northumbria Probation Area, 2008, "Northumbria Sex Offender Groupwork Programme."

(<http://www.northumbria-probation.co.uk/working/communitysentences/nsogp.html>)

Safer Knowsley Partnership, 2008, "Crime and Disorder Reduction Plan 2008/2009."

崎山慶「英国・性犯罪前歴者による再犯の防止対策（上）－多機関連携地域保護協定（MAPPA）制度を中心に－」（2008年，警察学論集第61巻第10号，警察大学校編集）.

Sian Llewellyn-Thomas and Gillian Prior, TNS, 2007, "North Liverpool Community Justice Centre -Surveys of local residents."

(<http://www.justice.gov.uk/docs/north-liverpool-full-report.pdf>)

瀬川晃「イギリス刑事法の現代的展開」（1995年，成文堂）.

Thames Valley Probation Area, "The Thames Valley Sex Offender Groupwork Programme (TVSOGP)."

([http://www.thamesvalleyprobation.gov.uk/sentenced/prog\\_sog.html](http://www.thamesvalleyprobation.gov.uk/sentenced/prog_sog.html))

Wanno Media Centre, 2006, "Groupwork -The Real Story."

横山潔「イギリスの少年刑事司法」（2006年，成文堂）.